

令和2年2月定例会 県土整備委員会（付託）

令和2年2月27日（木）

〔委員会の概要 県土整備部関係〕

岡委員長

ただいまから、県土整備委員会を開会いたします。（10時33分）

直ちに、議事に入ります。

これより、県土整備部関係の審査を行います。

県土整備部関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところでありますが、この際、理事者側から追加提出議案について説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【追加提出議案】（説明資料（その4））

- 議案第70号 令和元年度徳島県一般会計補正予算（第6号）
- 議案第83号 令和元年度徳島県公用地公共用地取得事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第84号 令和元年度徳島県流域下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第85号 令和元年度徳島県港湾等整備事業特別会計補正予算（第3号）

【報告事項】

- 旧徳島市文化センター跡地の県有地に係る対応について（資料1）
- とくしま生活排水処理推進戦略（案）について（資料2，3）
- 徳島県流域下水道事業経営戦略（案）について（資料4，5）

北川県土整備部長

それでは、県土整備部関係の案件につきまして、御説明いたします。

お手元の県土整備委員会説明資料（その4）の目次を御覧ください。

今回、御審議いただきます追加の案件は、令和元年度補正予算に係る歳入歳出予算、繰越明許費でございます。

それでは、資料の1ページをお開きください。

一般会計の歳入歳出予算総括表でございます。

表の下から3段目、計の欄を横に御覧ください。左から3列目の補正額欄に記載しておりますとおり、今回、県土整備部合計で128億4,593万3,000円の減額をお願いしております。

その右隣の計欄には、補正後の額を記載しており767億8,753万1,000円となっております。また、補正額の財源につきましては、右の財源内訳欄に括弧書きで記載してございます。

次に、2ページをお開きください。

特別会計でございます。

公用地公共用地取得事業特別会計など、四つの特別会計の補正総額は、最下段の左から三つ目でございますように4億6,220万8,000円の減額となっております。

3ページを御覧ください。

このページから22ページにかけては、補正予算に係る各課別の主要事項説明についてでございます。

まず、県土整備政策課でございます。

表の右側摘要欄でございますように、職員の人件費の決定に伴う補正など、次の4ページの最下段、補正額欄に記載のとおり、合計で16億55万円の減額となっております。

5ページを御覧ください。

建設管理課でございます。

土木企画調整事業費の決定に伴う補正など、合計で271万3,000円の減額となっております。

6ページをお開きください。

用地対策課でございます。

公用地公共用地取得事業特別会計につきまして、公用地公共用地の先行取得額や繰出金の決定に伴う補正など、合計で5億6,782万6,000円の減額となっております。

7ページを御覧ください。

高規格道路課でございます。

高速自動車道対策事業費や国直轄事業負担金の決定に伴う補正など、合計で2億8,527万8,000円の減額となっております。

8ページをお開きください。

道路整備課でございます。

緊急地方道路整備事業費や交通安全対策事業費の決定に伴う補正など、合計で5,146万8,000円の減額となっております。

9ページを御覧ください。

都市計画課でございます。

鉄道高架事業費や緊急地方道路整備事業費の決定に伴う補正など、合計で3億5,027万7,000円の減額となっております。

10ページをお開きください。

住宅課でございます。

県営住宅管理費や建築物耐震化推進費の決定に伴う補正など、合計で1億1,624万5,000円の減額となっております。

11ページを御覧ください。

営繕課でございます。

営繕受託事業費の決定に伴う補正として、2億6,888万2,000円の減額となっております。

12ページをお開きください。

河川整備課でございます。

広域河川改修事業費や地震・高潮対策河川事業費の決定に伴う補正など、合計で1,987万7,000円の増額となっております。

13ページを御覧ください。

流域水管理課でございます。

国直轄事業負担金の補正など、合計で2,420万3,000円の減額となっております。

14ページをお開きください。

砂防防災課でございます。

災害関連事業費や、次の15ページに記載しております災害復旧事業費の決定に伴う補正など、合計で94億549万7,000円の減額となっております。

16ページをお開きください。

水・環境課でございます。

廃棄物処理施設管理指導費の決定に伴う補正など、合計で1,419万2,000円の減額となっております。

17ページを御覧ください。

流域下水道事業特別会計でございます。

県債償還金の決定に伴う補正など、合計で383万1,000円の減額となっております。

18ページをお開きください。

運輸政策課でございます。

一般会計につきましては、県単独港湾整備事業費や、次の19ページに記載しております災害復旧事業費などの決定に伴う補正など、合計で7億4,828万5,000円の減額となっております。

20ページをお開きください。

港湾等整備事業特別会計でございます。

県債の元利償還金の補正など、合計で1億944万9,000円の増額となっております。

21ページを御覧ください。

次世代交通課でございます。

運輸対策費の事業費の決定に伴う補正として、178万円の増額となっております。

23ページをお開きください。

このページから41ページまでは、繰越明許費でございます。

各事業の進捗状況を精査いたしました結果、令和2年度に事業費の一部を繰り越して事業を執行する繰越明許費の御承認をお願いするものでございます。

このうち31ページまでは、一般会計の追加分といたしまして、今回新たに御承認をお願いする事業につきまして、翌年度繰越予定額を記載してございます。

追加分の合計は、31ページの最下段、右から2列目の欄に記載のとおり9億1,666万4,000円となっております。

また、32ページから38ページまでは、一般会計の変更分といたしまして、既に御承認を頂いている事業について、今回の補正予算に係る翌年度繰越予定額の変更を記載してございます。

変更分を反映した補正後の合計は、38ページの最下段、右から2列目の欄に記載のとおり370億8,962万8,000円となっております。

続く39ページから41ページは、特別会計に係る繰越明許費でございます。

追加分といたしまして、39ページの公用地公共用地取得事業特別会計におきましては、

翌年度繰越予定額3億2,400万円となっております。

40ページをお開きください。

港湾等整備事業特別会計におきましては、翌年度繰越予定額4,400万円となっております。

最後に、41ページを御覧ください。

特別会計の変更分でございます。

変更分を反映した補正後の合計は、41ページの最下段、右から2列目の欄に記載のとおり7億1,075万4,000円となっております。

これらの事業につきましては、計画に関する諸条件などの理由により年度内の完了が見込めなくなり、やむを得ず翌年度に繰越しとなるものでございます。今後とも、できる限りの事業進捗に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上で、提出案件の説明を終わらせていただきます。

続きまして、3点、御報告させていただきます。

お手元にお配りしております、資料(その1)を御覧ください。

1点目は、旧徳島市文化センター跡地の県有地に係る対応についてでございます。

去る2月4日、徳島市から提出された旧文化センター跡地の県有地に係る帰属に関する照会文書に対し、2月5日付けで徳島市に対し、確認事項についての資料は不存在である旨回答を行ったところ、資料1ページのとおり、2月10日に再度、徳島市から照会文書の提出がありました。

その内容は、協定書の存在は確認されなくても協定を内容とする合意がなされたものと推認できる、県から譲渡を受けたものと理解しているなどの徳島市の推論に対し、異論があるならば、県の見解を2月17日までに回答するよう求めており、これに対し、県は2月17日に、資料2ページのとおり、昭和38年に徳島市が文化センターを開館した後の昭和44年10月と昭和45年12月に、県が所有権保存登記したものであり、その時にも、それ以降にも、現在に至るまで、徳島市から県に対し異論があったとの記録はないことから、県が正当に所有してきたものとする県の見解を回答したところでございます。

また、この県の見解に対し、2月20日の徳島市長選に向けた公約発表の場で、徳島市長から、過去の資料によると、旧文化センター跡地にある県有地は市有地であり徳島市に譲渡されていない、登記名義を徳島市に変えるよう県に求めると述べるとともに、2月21日の徳島市議会まちづくり対策特別委員会においても、徳島市の理事者から、土地交換の方針を転換し、県に対して登記名義を徳島市に変更するよう求める方針が示されたとのマスコミ報道がなされております。

なお、資料の3ページには、旧文化センター跡地周辺の土地変遷、4ページ及び6ページから8ページまでは、2月19日の一般質問に対する答弁の内容について、その位置関係が確認できる資料として県土整備委員から請求があり、事前に全議員に配付させていただいております。旧文化センター跡地周辺状況説明図及び徳島城跡国史跡指定範囲を示す図面、当時の県市の協議録、5ページには、第1回徳島市新ホール建設候補地検討会議資料、9ページには、徳島市が文化センター建設途中に寺島川の一部を無許可で埋め立てたため、徳島市議会から厳しく追及されたとの記事、10ページ以降には、2月4日に徳島市から提出された旧文化センター跡地の県有地に係る帰属について徳島市独自の調査結果に

基づく解釈が記載された資料を添付させていただいております。

続きまして、お手元の資料その2を御覧ください。

2点目は、とくしま生活排水処理推進戦略（案）についてでございます。

本県では、平成29年に、とくしま生活排水処理構想2017を策定し、下水道、集落排水、合併処理浄化槽のベストミックスにより、早期の汚水処理人口普及率の向上に取り組んでおります。

この構想に掲げた市町村ごとの整備目標が着実に実行されるために、とくしま生活排水処理推進戦略を策定するものです。

今回、新たに目標達成のための施策としまして、汚水処理の広域化・共同化を促進、PFI方式による市町村設置型合併処理浄化槽の導入を拡大、市町村による共同浄化槽の整備・設置を促進等をお示しするとともに、2022年度における浄化槽の法定検査受検率の目標を63.0パーセントと設定しました。

県といたしましては、引き続き、各市町村に対し助言や支援を行うとともに、更なる普及啓発を推進し、きれいな水環境の創造に向け、しっかりと取り組んでまいります。

続きまして、資料その4を御覧ください。

3点目は、徳島県流域下水道事業経営戦略（案）についてでございます。

これまで、関連市町で構成する旧吉野川流域下水道連絡協議会での御議論を経まして取りまとめを行い、今回御報告させていただくものでございます。

本戦略は、旧吉野川流域の徳島市、鳴門市、松茂町、北島町、藍住町及び板野町の2市4町で展開する徳島県流域下水道事業について、令和2年4月からの地方公営企業法の一部適用に当たり、下水道サービスの安定的かつ持続的な提供と経営基盤の強化に向けて、新たに取まとめたものでございます。

2、計画の期間は、公営企業会計へ移行する令和2年度から令和11年度までの10年間としてございます。

3、計画の概要としましては、下水道事業の安定的経営ときれいな水環境の創造を基本理念とし、有収水量の増加、経営基盤の強化及び下水道の整備促進、この三つの経営方針に基づき、下水道への接続人口の拡大、企業立地補助金を活用した下水道計画、下水処理場へのし尿投入の促進といった施策を推進し、令和9年度に収支の黒字化を目指す計画としております。

4、今後のスケジュールといたしまして、今議会での御議論を経て、年度内に策定・公表したいと考えております。

報告事項につきましては、以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

岡委員長

以上で説明等は終わりました。

これより質疑に入りますが、初めに、先ほど報告のありました旧徳島市文化センター跡地の県有地に係る対応に関する質疑を集中して行いたいと考えておりますので、御協力のほど、お願いいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

高井委員

まず旧文化センター跡地の県名義の土地に係る再認識について、私も何点か気になることがありますので伺わせていただきたいと思います。

御説明がありました、2月に徳島市から届いた質問書に驚きました。

行政は意思決定過程と手続が大事だというふうに飽くまでも申し上げてきたつもりですので、県市の合意地点に立ち返って手続を進めることこそが新ホールを早く整備をするための近道だと思ってそう申し上げてきたつもりですが、ここに来て徳島市から土地の帰属問題を持ち出すとは、ちゃぶ台をひっくり返されたような気分で疑問点が幾つかありますのでお聞きしたいと思います。

2月6日の事前委員会で提出されたものと今回配付された徳島市の資料について、まずは徳島市が言っている県市間でのこの土地に関する協定書というものは存在しないという県の認識なのかどうか、お伺いしたいと思います。

森都市計画課長

県市間の協定書について存在したのかという御質問を頂きました。

県市間双方で、協定書の存在は確認できておりません。

高井委員

では、徳島市は今回出してきた資料をもって市有地であると主張をしているようですが、その点について県の認識はいかがでしょうか。

森都市計画課長

徳島市のほうの市有地であるという主張について県の認識をとということで、資料の3ページを御覧いただきまして、これまでの変遷が記載されております。次の4ページ、これが旧文化センター跡地周辺状況説明図と、この二つを見ていただきながら御説明したいと思います。

昭和30年代の徳島市におきましては頻繁に交通渋滞が発生しておりまして、渋滞対策として、県は国鉄牟岐線をくぐり、当時の徳島公園を東西に貫く現在の国道192号の立体交差道路を計画しまして、昭和35年2月に工事に着手し、昭和36年3月に開通をしております。

県はこの立体交差道路の工事により発生した掘削残土を使用しまして寺島川の埋立てを行い、徳島市はその埋立地と市有地において、昭和37年3月に文化センター建設工事に着手しており、昭和38年4月に完成をさせております。

その際にも徳島市から無償譲渡の話はなく、また昭和40年4月の新聞、資料の9ページに掲載しております。この新聞にも、徳島市が文化センター建設途中に寺島川の一部を無許可で約165平方メートルを埋め立てたため、徳島市議会から厳しく追及されたという記事が掲載されておりますが、その際にも旧文化センター跡地の県有地に関わる所有権について、徳島市から無償譲渡の話があったという記録は確認されておりません。

資料4ページを御覧ください。更に文化センターの完成の6年後となる、昭和44年10月

に県は徳島中央公園の2筆、左上の2-11番地、1-23番地、それから旧文化センター敷地内北側の2筆、2-13番地と1-25番地、この合計4筆の土地について所有権保存登記を行っておりまして、その際、徳島市から異論があったという記録は確認されておりません。

加えて、昭和44年11月に市有地である公園敷地を道路として、図の1-28番地になりますが、分筆登記を行った際にも、また県が昭和45年12月に旧文化センター敷地内南側の2筆2-14番地、1-30番地の土地について所有権保存登記を行った際にも、徳島市から異論があったという記録は確認されておらず、それ以降についても異論があったという記録は確認されておりません。

このように、旧文化センター跡地の県有地につきましては、寺島川を埋め立てた当時から現在に至るまで、徳島市から異論があったという記録はなく、これまで県が正当に所有してきたものと認識しております。

高井委員

お話があったように何回かに分けて登記等もしておりますのに、今まで徳島市のほうも一度も異論を唱えていない。県有地と登記されていた段階で気付かざるを得ない局面が何回かあったはずなのに、今まで何も異論を唱えていないということでありました。

それがここに来て、なぜ言い始めたのかと不思議に感じるわけではありますが、徳島市は、資料に付けていただいております32ページの昭和34年9月24日の新聞報道で、知事と徳島市長が協定という形が新聞に出ておりますが、これで県と徳島市の合意があったと主張しているわけでありまして。これがつまり、資料にも付けておられる9月26日の徳島市議会議決より2日前の先行報道であったと思っておりますが、この件について県の認識はいかがでしょうか。

森都市計画課長

新聞報道の資料の32ページに掲載されております、県市の合意があったのかという御質問でございます。

この件に関しまして、新聞報道につきましては協定が成立したとの報道ではなく、協定を結ぶことで話合いが付き、徳島市議会に追加提案したという記事になってございます。徳島市議会が議決したとする協定案の内容で、徳島市が合意があったと主張する主な部分につきましては、徳島市は立体交差道路の敷地となる徳島公園敷地の一部を無償で県に提供する。もう1点、県は寺島川の埋立地を徳島市に無償で譲渡するという内容でございますが、県が土地を無償譲渡するためには、昭和34年当時の地方財政法第8条により、県の条例で可能な場合を規定するか個々に議決を求める必要があります。

また、当時の県は財政再建団体でございまして、最近の事例では夕張市がございまして、財政再建団体は国の指導を仰がなければならないという状況でございました。このことから県としましては、県市の合意はなされず、協定は成立しなかったと考えます。

高井委員

森都市計画課長から御答弁があった点、とても大事だと思います。

当時は、財政再建団体であったので地方財政法第8条によって、県の条例化若しくは個別決議がある。もし無償譲渡の合意ができていたのならば、そうした議決はあってしかるべきでありますし、議会の議論は必ず議事録に残されておりまして、その議事録も全く見付からないということでもあります。

無償譲渡するという場合は、当然一般的に考えたら議会に付する必要があるのならば、その内容を含む協定について議会に意見を求めずに県が勝手に合意できるものではありません。勝手に合意すれば当然大きな問題になると思いますし、それがないと、どんなに探しても見付からないということは、協定が成立していないと見るべきではないかと私は考えます。

協定原案が徳島市議会のほうには出されていますが、その先に進んだという証拠が県市ともに全く出てこないということは、当時の新聞記事をずっと読む限り、いろいろな問題や課題が出てきているようですから、徳島市議会を何らか納得させるために、当時の徳島市の理事者がその口実に徳島市議会に諮ったというふうに感じられます。そういうふうな推測せざるを得ないのではないかなと思います。

そこで、無償貸付について契約書がないことで、徳島市は建設当時から県も市有地として考えていたと説明をしていますが、このことについて県の見解はいかがでしょうか。

森都市計画課長

契約書がないことについての県の見解ということで、無償貸付につきましては、県市双方で契約書を確認できておりません。

資料の3ページを御覧ください。

当時、立体交差道路を昭和35年から昭和36年に実施をいたしまして、その残土で埋め立てた敷地と徳島市の公園用地の一部で徳島市が昭和37年より文化センター工事に着手している。この時に埋立地につきましては、埋立てしゅん工認可が昭和39年8月になっておりまして、その前という状況でありまして、徳島市文化センターの工事の着手時には、当然管理は県となっております。

また、しゅん工認可後において土地は県に帰属することになります。このことから土地の使用に関しまして当時の徳島市の担当者が必要な手続を経ずに建設することというものはあり得ず、この時点ではしゅん工認可前であることから、土地が登記されていない状況でありまして、賃貸借契約は締結できなかったということから、県市で協議がなされた上で何らかの使用承諾等を行ったものと考えられます。

その後、昭和44年、昭和45年の登記をもって県有地となりまして、これまで無償で利用させていたこともあることから、契約書の有無は確認できませんが、当初から県市で無償借地の合意があったと推認するのが自然な流れと考えます。

高井委員

確かに契約書がないことだけで、県が市有地と考えていたのではないかというのは無理がありますし、それに工事するに当たって全く合意なく、勝手にお互いがやることはあり得ないと考えますので、今の森都市計画課長の答弁から推測すれば、正に契約書こそないが、県市双方合意の下で無償貸付が行われたということ推測するのが正しいのではない

かと感じます。

徳島市は、県がこの土地が市有地であると認識していたからこそ契約書もなく使用できたと言っておりますが、この主張も今言ったように順番を追って考えると無理があるのではないのかなど、何らかの使用承諾、無償貸付が行われた、契約書こそないが合意があったと考えるのが正しいのではないかと思います。

一般質問の中で山田委員は、徳島市は資料その1の42ページ、昭和36年11月の文化センター(仮称)建設計画概要、それから45ページの昭和37年7月の文化センター建築に係る確認通知書、両方に市有地というふうに明記されているということをもって、文化センター建設当時、徳島市が市有地であると認識していた、県も認めていたと主張していますが、この点について県の見解はいかがでしょうか。

森都市計画課長

徳島市の資料に市有地と記載されていることについて、県の見解はということで、先ほどの資料その1の42ページ、それと45ページを見ていただきながら御説明したいと思います。

文化センターの敷地につきまして、所在地が徳島市城の内1番地、敷地面積が4,538平方メートルで市有地と記載されております。このうち、敷地面積につきましては資料の5ページを御覧ください。この資料につきましては、平成29年3月29日に開催された第1回徳島市新ホール建設候補地検討会議の資料でございます。

これに徳島市が作成した資料の中で面積の所に4,538平方メートルと記載されております。その内訳につきましては、市有地が2,288平方メートル、県有地が1,620平方メートル、国有地が630平方メートルとなっております。徳島市が自ら作成した資料におきましても全てが市有地というわけではなかったということが証明されております。

また、昭和36年3月28日の新聞記事、資料その1の36ページになります。この新聞記事の中段に平面図がございますが、平面図の右下に東警察署という記載がされております。その上の道路の形状、これがラッパ状に開いているのですが、続きまして44ページを見ていただきまして、上の図になりますが、北が逆になって北が下のほうになっております。先ほどのこの図面を見ていただくと、建物が当時の国道敷と思われるAと書いてある部分です。これの下に斜め線が入っていると思うのですが、そこに建物が掛かっておりましてはみ出ていることが分かると思います。さらに、敷地の一部に市有地ではない河川の水面があるということでBの所を見ていただくとBの囲まれたエリア、ここについてはまだ河川の状況でございます。これらのことから敷地全てが市有地であるとの徳島市の主張は間違いでございます。

次に、資料45ページを御覧ください。

確認通知書に記載のある敷地面積も同様に、中段ぐらいに4,538平方メートルと記載されております。この記載も、飽くまで予定地として申請者が記載したものと考えます。なお、建築基準法に基づく建築確認は、申請された計画が建築基準関係規定に適合することを確認するものであり、建築主の敷地の所有権や使用権は審査対象ではございません。このため、当時の県の建築主事が市有地と認めたものではなく、市有地と記載されていても当該土地が市有地であることの証明になり得るものではございません。

高井委員

確かに、5ページの資料には徳島県の所有者として1,620平方メートルと書いてあります。それに、おっしゃったとおりだと思うのですが、確認通知書というのは建築基準法に合致しているかどうかということが審査の対象であって、主は市有地であって県有地や国有地があったとしても多分そこまで細かく書かないだろうと思われまますので、逆にこれをもってして、だから県も市有地と認めているんだという主張はちょっとこれも無理があると思います。

事実関係を今御説明いただきますと、非常に徳島市が都合のいい資料を出してきていますが、しかしいろいろな矛盾が露呈して、とても全てが元々市有地であると主張するのは少し無理があるように思いました。

徳島市のこの資料について、県議会の議決を経ていないという決定的なことから、協定書はやはり締結されていないと思います。ということは最終的に合意もなかった。そうでなければ、協定書が締結されていれば県議会の議決が必ずあるはずですが、そうでないと県議会は違法行為になりますし、県議会に諮ってないということは大問題になるはずですが、そうっていないということでもあります。

徳島市が主張している文化センター(仮称)建設計画の概要の資料や文化センター建築に係る確認通知書等の資料で、市有地と記載しているということでもはっきりとした市有地の証明にはならないということが、今の御答弁から分かったのではないかと思います。

この問題となっている県有地については、徳島市が主張する協定や合意というのがなかったからこそ、これまで登記上県有地と確認できたものを市有地であると今まで言ってこなかった。それは徳島市のほうもある種そういうふうに思ってきたから異論を唱えてこなかった、登記した時にも何も言わなかった、今までも何も言わなかった。だから、協定書や合意の存在というのを徳島市のほうも、実はそこまで確信を持っていなかったと思います。

先ほど来の御答弁で、徳島市はこの土地は登記上も県有地であると考えていると思います。今までも県有地として徳島市も考えてきたにもかかわらず、後付けの理由を引っ張ってきて、市有地だと主張し始めたという感じがとてもするのです。

今の国会の議論と多少似ているところもあって、後から理由をくっ付けるといろいろな綻びが出てくるような気がいたしまして、急に市有地だと主張し始めたのは奇異に感じましたし、不可解でもあります。

徳島市が余りにもホールの整備を早く進めたいということが念頭にありすぎて、手続とか経緯をないがしろにして局面を変えようと、ルール変更という禁じ手に進んでいるような感じさえいたします。今更、県と土地の所有権を争っている場合ではないのではないかと思います。県に対してけんかを売りたいのかなとすら感じますし、とても納得できるものではないです。

最後に申し上げますが、行政は手続が肝要です。手続が大事です。それをないがしろにして、相手がある交渉はあり得ません。是非しっかりと各議会や各県民、市民を納得させるべく、きちんとした手続なり理屈立てをしてもらえるように、県のほうとしても、飽くまでも県市協調ということは大事であります。きちんとした手続を踏まえる、きちん

した議論を踏まえるということが一番にしっかりとやっていただきたいと思います。

重清委員

私もまさか、県庁所在地である徳島市と県議会が50年も60年も前の土地の問題で今議論するとは夢にも思っていなかったわけですが、こういう状況になりましたのでいろいろと聞いていきたいと思います。

最初に先日の山田委員の一般質問に対する知事の答弁で、国史跡の話が出ておりましたが、場所はどこかお伺いいたします。

森都市計画課長

国史跡の位置がどこかという御質問を頂きました。

資料のほうの4ページを御覧ください。

徳島市が市有地であると主張しております立体交差道路の工事に伴う埋立地は旧文化センター敷地内の2-13番地と1-25番地、それから立体交差道路北側の徳島中央公園の敷地内にある2-11番地と1-23番地の県有地でございます。

知事の答弁にもございました場所につきましては、徳島市が県有地であると認識し国史跡の指定区域から外したとされる場所でございます。

資料の8ページを御覧ください。

これが徳島市指定文化財第1号エリアを示した図面の右下の小さな網掛けに当たる部分が該当いたします。ここに都市計画課管理の県有地があると細かく書いているのですが、そこがこの場所に当たります。

また資料の6ページを御覧ください。

これが後に、徳島城跡国史跡指定範囲という部分で、太線の部分が実際の指定範囲となつてございます。これで徳島中央公園敷地の県有地につきましては、平成17年に徳島市が徳島城跡を国史跡に指定する際に、徳島市から協議を受けまして、県は鉄道高架事業に利用する可能性があることから当該県有地を指定区域から外すよう徳島市へ依頼し、徳島市は県有地と認識の上、指定区域から外しているものでございます。このことから当然徳島市は、当該土地を県有地として認識しており、当時、徳島市から県に対し異論があったとの記録はございません。

重清委員

次に、北川県土整備部長の答弁にあった無許可の埋立ての位置はどこか。またこれは協定に関係する土地かお伺いいたします。

森都市計画課長

無許可で埋め立てた位置がどこか、それと協定に関係する土地かどうかということで御質問を頂きました。

まず、徳島市が主張する協定の対象となっている土地につきましては、資料の4ページを御覧ください。旧文化センター跡地の北側の右図1-25番地、それから2-13番地、それと国道北側の公園敷地内の2筆、1-23番地と2-11番地の4筆でございます。

資料9ページの新聞記事にございます無許可埋立ての場所というのが、資料4ページの旧文化センター跡地周辺状況説明図にある旧文化センター跡地付近の県有地のうち、南側の2筆、下のほうに書いてございますけれども、1-30番地、それと2-14番地でございます。

これは、徳島市が主張する協定の対象外でございますが、新ホールの敷地内には含まれているという部分でございます。

重清委員

この協定の対象外の1-30番地と2-14番地、これは9月からの土地交換協議には入っていた土地ですか。昔の地図で分かりにくいのですが、全体として9月の時には旧文化センター跡地と旧動物園跡地、元徳島東工業高校用地の一部と交換せんかというところまでいっていたのですが、そのときにこの土地は入っていたのですか。

森都市計画課長

当時、徳島市と交換協議を進めておりました際に、この土地も入っておりました。

重清委員

そしたら、この土地は県の土地と間違いなく徳島市は認めているのですか、それともこれも徳島市の土地だったと、どういう話だったのか。そこまでいかなかったと思うのですが、両方とも徳島市と言っているのか、それともこれは県の土地と認めているのか、そこら辺は確認が取れていますか。

森都市計画課長

この度、徳島市のほうから提出されている資料につきましては、このエリアも含んで市有地という資料が出されております。

重清委員

分かりにくいですが、次に、先日の徳島市議会において、この旧文化センター跡地の県有地の扱いについて、徳島市の方針の報告があったと聞いておりますが、どのような内容だったか教えていただけますか。

森都市計画課長

徳島市の方針の報告についてどのような内容かという御質問を頂きました。

2月21日の徳島市議会まちづくり特別対策委員会におきまして、徳島市の理事者から徳島市としては12月の徳島市議会の決議を遵守するとともに、県議会の決議を遵守する県の立場を踏まえて、県の理解と信頼を回復することに尽力し、新ホールの1日も早い整備をするために市民県民のことを考え、土地問題の解決に向けて県との協議が早期に再開され、合意が形成されるよう取り組みたいと考えていると説明があったところでございます。

また、具体的な対応といたしましては、県名義の土地の使用権が得られるまで、優先交

渉権者との仮契約協議に向けた交渉をはじめ、新ホールを整備するための直接的な作業全般を停止することで、引き続き理解を頂きたいと考えていると述べております。

重清委員

今のを聞くと、徳島市議会の決議はこれを守って、県の理解と信頼を回復することに尽力し、新ホールの1日も早い整備をするために市民県民のことを考え、土地問題の解決に向けて県との協議が早急に再開され、合意が形成されるよう取り組みたいと言っていますが、これは正式に県のほうにも言ってきているのですか。

この後で、徳島市は県との協議再開を望み、土地の利用が認められるまでは優先交渉権者との仮契約などホール整備に向けた作業は行わないと、さっき言ったように聞こえているのですよ。その代わりに、前日の2月20日に徳島市長がここまで証拠を出してきて、徳島市の土地と分かった上で土地交換をしてほしいということは言えないと、交換協議の中止を表明したとの報道がなされており、徳島市の理事者の発言と全く違う気がするがこの発言は間違いないのか。

森都市計画課長

徳島市の発言について間違いはないのかという御質問を頂きました。

徳島市は土地問題の解決に向けて県との協議が早期に再開され、合意が形成されるよう取り組みたいと考えていると発言する一方で、既に本件土地が市有地であるということは立証できており、県から徳島市へ土地の所有権移転ができていないだけとも聞いております。

重清委員

ですから徳島市が言っていることは矛盾だらけで、私は言っていることが分からないのです。徳島市は県との協議再開を望んでいるのか、それとも土地の所有権を争うつもりなのかお伺いをいたします。

森都市計画課長

徳島市のほうが協議再開を望んでいるのか、それとも土地の所有権を争うつもりなのかという御質問でございます。

2月20日の徳島市長選に向けた徳島市長の公約発表の場で、市有地と推認できる徳島市の土地と分かった上で土地交換協議をしてほしいとは言えない。登記の名義を徳島市に変えるよう県に求めるなどの発言があったと報道されております。

また、2月21日の徳島市議会まちづくり対策特別委員会におきましても、徳島市議会議員からの土地交換協議ではなくなったのかとの質問に対し、尾崎理事は委員のおっしゃるとおりですと回答していることから、徳島市は土地交換協議を突然ほごにし、県に対し土地の所有権移転登記を求める方針であると思われまます。

県として土地交換協議に応じたにもかかわらず、突然土地交換協議をほごにしたということに対して驚いております。これは早くホールを整備してほしいという市民県民の声を無視しているということにもなるものです。

重清委員

一応交換協議は止まっていたのですが、いろいろ協議を始めたという段階で、先ほどの話、県に対して徳島市から方針転換の話があったのかどうかお伺いいたします。

森都市計画課長

徳島市のほうからは説明はございません。突然マスコミ報道を聞いて大変驚いております。

昨年9月13日に徳島市長が知事に面会した時点では、徳島市は土地の帰属問題を認識していたはずであり、その後、県の土地交換の提案に対し、徳島市議会を会期延長までして9月30日に徳島市がなぜ交換の合意をしたのか、理解できないものでございます。

重清委員

確かに交換の合意をして、この県土整備委員会に場所まで提示してきたのです。そして我々も審議するところまでいっていたのです。それを全部ほごにして、この土地は徳島市のものだと、そういう方向に転じた。徳島市は新ホールの整備を急ぐと言いながら自ら交換の合意をほごにした。これ以上の協議の継続は不可能であると、流れを見ていたら思いますが、これをこのまま続けるのかな。

本来なら、徳島市議会の附帯決議さえ守ってくれていたら、もうとうに終わっているのと違いますか。土地交換協議も進んで、今だったら建設の設計まで入っている時期ですよ。

そうしたら今更、土地を何か月掛かろうが何年掛かろうが、県と白黒をはっきり付けますと言っている、徳島市は既に急いでいないと私は思う。

県議会で、委員会や本会議で今からこの議論をするのですか。今まで交換でどうですかという話から。これはそろそろ決着を付けないといけないのと違いますか。

今までは交換協議で県の土地と徳島市が話をしていたのですが、これから県は県益を損ねる話になったのです。県有地を徳島市のものだと言われて、県議会としてはとてもでないけれど県益を損ねることに賛成はできません。

県と徳島市の話で方向が変わったのだったら県議会も話を変えないといけない。交換協議の話はないのと違うのか、徳島市はやめると言っているじゃないか。徳島市は急ぎませんと、徳島市長が急ぎませんと実質は言っている。そうしたら、次の段階に行かないといけないと違いますか、今更、いつまでも9月30日の話ではない。

県民市民が早期に望んでいる、早く建ててあげたらいい、今更その話を持ってきたら長引くのが分かっている出てきた。12月の県土整備委員会でも言いましたけれど、そのとおりでしょう。最初に言っていたように、徳島市議会とか県議会の決議を守って信頼を取り戻していく気はさらさらしない。わざと遅らせてしているのと違いますか。それでもいいと徳島市が言っている、それに対して今度は県益を損なう話です、県有地がなくなるかも分からないという。

しっかりと調べてほしいが、今までいろいろな議事録や委員会記録を全て調べたけれどもないのでね。はっきりしたことが、徳島新聞のあれだけしかない。それで、県としては

けんかせなあかん。もう、徳島市がはっきりせんかと言うのだったらはっきりしたらいい。徳島市にはっきりさせたらいいのです。いつまでもこんな議論は委員会で何回もできない。全然話が変わってきて。徳島市にはっきりと聞いてきてください。これはもうそろそろ方向転換したのだったらしたと、いまだに両方の答弁を使っているではないか、本音はどっちなのかと。新聞記事を見てもどっちかなと、県民、市民も分かりませんよ。ここまできていて何を言っているのか、選挙のためにこんなことを使うなど、はっきりとこれはしてくださいよ。

(「徳島市のほうにも書類はないんか」と言う者あり)

こんなにもないのも珍しいですよ。はっきりするのに何年も掛かるでしょう。それでも徳島市はいいと言っているのだったら、それに対して県議会としてはもう協議は終わったでしょう、する必要ないでしょう。徳島市がやめんかと言ってきてるのだから、県がやめんかと言っているのと違いますよ。今、徳島市がやめんかと持ってきているのです。

本会議で決議までした話ですよ。これに対していつまでも、もう恐らくこの県土整備委員会が今日で最後と思います。また変わりますが、こんなものいつまでも引っ張るわけにいかない。この委員会で、ある程度の方向転換したのだったらそういうようにしなかったら、どうするのかなと思います。

徳島市長だって、一度知事の所に来ていたのだったら最初から、土地交換協議の前に分かっていた。しかし時間が掛かるかも分からないからといって、もう交換協議をしませんかと合意した話です。それをまたもう一回、時間が掛かっても構いません、白黒はっきり付けますと言っているのだったら交換協議の場ではない。これを委員会でする必要はないです。はっきりしたらいいのですよ。それに対して県土整備部も調べてください。幾ら調べてもないのは分かります。もう一度調べてください、何かないのかと。これは本当にないみたいだが。

(「もう一回調べないかん」と言う者あり)

理事者が一生懸命調べているのは分かるのですよ、それでもないと。

それはもう徳島市が主張してやったらいいのです。それを何年掛かるか分からないがやったらいいのです。徳島市は何でしないのですか。そうではなく、早く事業を止めて、まだ協議をやりますとか、そんなことを言わんともうはっきりしているのでしょうか。そこだけ確認してください。これを最終の議会までにどうするのか、議会も決議をやっているのだから。そんな方向転換をしたのだったら、本来だったら委員長報告で何か言わないといけない話だ。何も言ってこないではなく聞いてください。それをしなかったらいつまで県議会の委員会を無視しているのかという話ですよ。

はっきりと徳島新聞に出ている。徳島市長は、これは徳島市の土地です、早く変えてくださいと言っているのだったら交換協議と違う。これは早くしてくださいよ。

委員会としても何かしないといけないのと違いますか。この問題は委員会でも本会議でもやっている話です。方向が変わったのだったら、議会としてもどういうふうにするか、予算の関係もあります。今から何年掛かるか分からないが、それを議会が認めていかないといけないだろうし、そういう話だと思いますよ、今度は県益を損なうということだ。

それを徳島市は言ってきてるのですから、新聞に出ているからこうでなく、正式にはっきり聞いてくださいよ。そんな話もできないのだったら他の事業だってできるのかと

いう話だ。信頼関係ゼロでしょう、これだったら。

徳島市は、もうこれ交換協議はやめんかと言っている話と思いますが、そうではないんですか。それだったら、県としてはもう協力できないだろう。今までは協力してきて待っていたと思いますよ。9月30日に、10月に優先交渉権者を決めないと、これは徳島市議会から附帯決議を出しているのですよ、守ると思うでしょう。そんなことまで書かないのかと、そうではないでしょう。守ってくれると思って、県議会としてはこうですよと、早期に建てたらどうですかと建てるように努力しなさいと。徳島市長がそれを守らないでしょう。これをやったら長引くのが分かっている長引かせに入ったのです。それだったらもうきちんと決着をつけませんか。

このままの状況では中途半端で、また来期の県土整備委員会でも分からんというそんな問題ではないと思います。

これは徳島市に聞いてきてください、どういう方針なのか。これは閉会日まで、3月10日ですからその前までに、議会運営委員会のある9日までに何か聞いてください。それぐらいできるでしょう、県市協調で。それだけ要望して終わります。

山田委員

私の一般質問で今日の議論になっておりますが、問題の核心は私はこういうふうに思うのです。今日も議論がありました、県の保存登記に徳島市から異論がなかったということをする説明をされました。4年後、6年後そして平成17年もという答弁をされましたが、私、今回の質問で調べたら、民法第176条で物権の設定及び移転は当事者の意思表示のみで効力を生ずるし、第177条では不動産の得喪及び変更は登記をしなければ第三者に対抗することができない、つまり登記簿上は県有地だと主張しても、それは第三者への対抗措置にすぎず当事者間の関係を想定するものではないというのが民法の解釈です。専門家にも確認をしました。

今回、徳島市議会の議決や当時の新聞報道、協定内容をいろいろと出されておりますが、聞きたいのは、徳島市新ホール建設予定地における県有地の扱いに関する決議、皆さんが行って私は反対討論しましたが、このときに、逐一、委員会に報告すると言いながらその資料が今日出てきました。しかし、事前委員会の時に8ページしか出ていない。この28ページの徳島市の資料というのは中身を検証する上で重要なものだ、北川県土整備部長の答弁では著作権のという話も出ました。

著作権といっても50年過ぎているのと思いますが、確認したらすぐ終わること。百歩譲って報道部分を別にしても徳島市関係の資料は出したわけではないですか。何でこれを隠したのですか。その点について明白な答弁をまず求めます。

森都市計画課長

添付資料について、なぜ付いていなかったのかという御質問を頂きました。

2月定例会の県土整備委員会事前委員会の前々日である2月4日、16時40分、突然徳島市のほうから旧文化センター跡地の県有地に関わる帰属についてということで、3点の確認事項が掲載された照会文書の提出がございました。これは徳島市の文化振興課長と課長補佐の2名が事前に連絡もなく都市計画課に来庁し、照会文書及び7ページの本文、それ

から28ページにわたる添付資料を担当者に手渡しして帰ったものでございます。

本文には、旧文化センター跡地の県有地に関わる帰属について、徳島市独自の調査結果に基づく解釈が記載されておりまして、2月6日の県土整備委員会に委員会資料として、照会文書と本文を提出させていただきました。一方、添付資料につきましては、約半分が寺島川の埋立てや立体交差道路などに関する当時のマスコミの新聞記事等となっていたことから、県土整備部といたしまして著作権の確認が必要であると判断し、資料の精査を行うことといたしました。委員会までに1日しかなく添付資料の提出は見送ることといたしました。

著作権につきましては、当時の新聞記事の発行元である新聞社に使用しても問題ないと確認が取れましたことから、2月13日に速やかに全議員に配付させていただいたところでございます。

山田委員

入り口のところで余りやるつもりはないのだが、しかしこれは明らかに確認したらすぐ済むことだったのです。報道機関についても50年以上たっている記事ですから。徳島市のほうでもそういうふうに言われている。だから徳島市のほうも添付してきたということがあるわけですから。当然そういうことを知っていながら出さなかったということについては何らかの意図を感じます。

さらに、問題に入りますが、徳島市からの添付資料等によると徳島市は立体交差道路の敷地となる徳島公園の敷地約485坪、敷地の一部を無償で県に提供する、県は寺島川の埋立地を徳島市に無償譲渡すると約束した。この寺島川の埋立地約502坪というのが今問題になっている当該の土地ということではないのです。

森都市計画課長

公園の敷地を道路に提供する部分と県で埋め立てた土地、それが今回の争点になっているのかということで確認がございました。

徳島市のほうが主張する協定書に記載されております内容につきましては、4ページのほうで御説明させていただきますが、道路敷地として1-28番地、それから中央公園の公園敷地部分にございます2-11番地と1-23番地、それから旧文化センターの敷地のほうにございます2-13番地と1-25番地が該当しております。

山田委員

つまり当該土地だったと。そうしたら当時、今日も議論になりました1959年9月24日の徳島新聞の知事と徳島市長が協定を結ぶことで話合いが付いた。徳島市は定例徳島市議会に追加提案し協定書の内容を報道した。徳島市議会は2日後の9月26日に協定書の内容で協定することについて可決しております。

その後、協定内容は随時履行されているという状況もあります。例えば徳島県青少年センター南の徳島市中央公民館、徳島市社会福祉センター、この二つは徳島市の施設ですが、県と徳島市が協議会をつくって無償貸与の覚書というのがあります。つまりほかの所は随時話合いをしてできていたのです。

できていないのはここだけという状況から、更に先ほども議論がありました、建築主事福田次郎の名前で公印を押した文化センター建築に係る確認通知書等と、こういう具体的な28ページの中の資料を見たら、当時県と徳島市の間で、当該土地の無償譲渡する合意があったことは明らかではないか。

私自身は、別に徳島市に肩入れするとか県に肩入れするのではなくて、県の公有地問題ということで見ているわけですよ。そういう面で見たら、そういうふうなことが歴史的に見ても逐次ほかの所は実施されている。ここだけが、何の契約もなしで60年間無償という状況になっているわけです。これについてはどういうふうに説明されるのですか。

森都市計画課長

無償譲渡なされなかったということについて、当時の新聞記事、これは先ほども申しましたが、協定が成立したという新聞記事ではございません。協定を結ぶことで話合いが付き、徳島市議会に追加提案したという記事でございます。

徳島市議会が議決したとする協定案の内容で、徳島市が合意があったと主張しておりますが、県としましては寺島川埋立地を徳島市に無償で譲渡するという内容でございますが、県が土地を無償譲渡するためには、昭和34年当時の地方財政法第8条により、県の条例で可能な場合を規定するか、個々に議決を求める必要があるということで、当時は多分この議決が必要になったものと考えております。

さらに、当時の県は財政再建団体でありまして、財政再建団体は国の指導を仰がなければならないという状況でございました。こういうことから、県といたしましては、県と徳島市の合意はなされず、協定は成立しなかったものと考えております。

山田委員

意味がよく分からん。つまり、今も変わらず県の土地だというふうになったら、この土地は県の事業のために、立体交差道路を是非とも、県のほうをお願いしているところなのです。徳島市議会ですらいろいろな議論があった、結果として、県の事業のために土地を提供させて、約束していた県の土地を渡さずにとちらも県のものにしてしまったのではないかと、一番問題の核心はここです。

高井委員や重清委員の議論を聞いて思うのは、県は結局、是非とも徳島市議会も含めて頼みますよということで、これをお願いしたわけです。この土地は見事に立体交差事業として、今は国土交通省のほうに変わりましたが、当時は県が窓口になってやった。ここも県、そして結果的に今の旧文化センター跡地も県有地ということなのです。両方とも県が結果的に取得したものだという限りは、そのことを県民市民の皆さんの前で明らかにする必要があります。いやそうじゃないというなら、そうじゃないと言ってきて結構なのですが、結果として両方とも県の土地になったということではないのですか。

森都市計画課長

これまで土地の帰属の確認なのですが、当時の立体交差道路の事業が開始されまして、その後、埋立地が埋め立てられて、そこに旧文化センターが建設されたという経緯がございます。

その中で、埋立地につきましては、当然県が管理するところになってございます。その当時、文化センターが建つには、県と徳島市で何らかの使用手続等がなされたものと考えております。その後、土地が登記されたということで当然県が管理する土地だということで考えております。

山田委員

よく分かりません。ここが何で核心かという点、問題は埋め立てた後のいろいろな手続のことを議論されていますが、寺島川の埋立ての前にそういう合意があったのかなかったのかというところが、この問題の中心的なポイントなのです。

先ほど言いました、徳島市のほうでは徳島市議会の議決です。いろいろな経緯があつたにしても、その議決で協定をまいたということです。この徳島市議会の議決等からすれば、埋立て前にそういう合意があつたとみなすのは当然ではないですか。埋立て前に合意はなかつたと県は主張するのですか。それだったらその理由について御説明ください。埋立て前ですよ、埋立て後は関係ない。

森都市計画課長

埋立て前というところでございますが、当時の新聞報道では協定を結ぶことで話合いがつきとなってございますが、その後、県と徳島市で協定が結ばれたという資料は出てきておりません。協定は当時の地方財政法第8条の内容によりますと、条例で規定するか、個々に議決を求める必要があるというふうにもなっておりますので、その事実関係を確認いたしますと協定は結ばれなかったのではないかと考えております。

山田委員

よく分からん。所有権の移転は先ほども言いました当事者間の意思表示のみで効力を生じるのです。例え登記簿で所有権が県であったとしても、当該土地の所有権は無償譲渡の合意によって既に県から徳島市へ移っているというふうに見ることもできます。

そこで、県が飽くまで所有権を主張するのであれば、当該土地を無償譲渡した協定が成立しなかつたこと、あるいは合意が破棄されたことを客観的に資料で示す、この立証が、いろいろな法律の専門家から言っても必要ですよ。

最終的に協定は締結されなかつたと今、森都市計画課長が言いました。あるいは、一旦は締結したが破棄されたのか。その場合、徳島市との協定は結ばず、どうやって徳島市の同意を得て、県は今の立体交差事業が実施できたのかということを確認する必要がありますよ。この点はどうですか。明確に示す必要があるでしょう。

森都市計画課長

これまで経緯を御説明してきましたが、徳島市の文化センターが建設に着手しましてからそれ以降につきましても、こちらが所有権の保存登記を行った段階におきましても、徳島市のほうから異論はなかつたということでございますので、当然これまでの県有地につきましては、県が正当に所有してきたものと認識しております。

山田委員

今言った異論がなかったという論証だけで県有地だと、4年後、6年後、平成17年これだけではあかんと、さっきの民法上の解釈からしても。

やはり協定が締結されなかったのか。されてないということですが、あるいは一旦は締結されたが破棄されたのか。その場合さっき言ったように徳島市との協定を結ばないでどうやって徳島市の同意を得て、県は立体交差道路の事業が実施できたのかと考えるのか。この点について、当然徳島市議会はこれだけでもめていますから、県がその約束を履行しなかったら当然徳島市のほうからも異論が出てきます。しかし、新聞報道で見るとはそういう異論は出ていません。ということから見たら、ここをしっかりと説明する必要がある。協定はなかったと県はそういうふうに言いました。しかし、協定はなかったのだが、一旦は協定があったのだけど破棄されたのか、その辺の事情をしっかりと調査する必要がある。

先ほど重清委員からも、もっと調査しなさいという意見もありましたが、そこをしっかりと調査すること、これを抜きに徳島市のほうから主張しているような論拠を県が覆すというふうなことになりません。これは法律の専門家の皆さんからもそういう声を聞いております。だからこの点について、つまり埋め立てる前に合意があったかどうかということがポイントになるので、その点について明確な答弁を求めます。

銚田県土整備部次長

県のほうが立証すべきというお話でございますが、この件に関しましては徳島市のほうが立証すべきと県は考えております。

県が、なぜこの協定が結ばれていないのかと確信に至る過程でございますが、資料の4ページを再度見ていただきますと、ここら辺の土地の全ては昭和44年度、昭和45年度あたりに登記はされております。真ん中にあります、先ほど申しました1-28の国道敷については、県ではなくて国に移管されております。2-13番地、1-25の北側2筆と書かれておりますのも、ほぼ同時に県が所有権登記をしております。

当然、これは全て昭和44年、昭和45年になされておる登記でございますので、徳島市がこれを知り得なかったというのはまずは考えられないと県は考えております。

徳島市が確証を持っているという契約書はないということとか、建築確認申請書に申請地が徳島市と書かれているということに関しましては、先ほども御答弁申し上げましたように契約書はないというのは、埋立てしゅん工前の認可前のことでありますので、県市の中で何らかの合意がなされたまま無償借地という状態が続いているということで考えております。

先ほど申しましたように確認通知書につきましては、所有権を認めたというものではありません。飽くまで計画地でありましたら市有地と書かれておりまして、当時の建築主事は確認せざるを得ない、後々市有地と取得するというので予定と書かれておりまして、当時の県の主事、今でもそうですが、書かれておりまして確認せざるを得ないというのが建築基準法の規定でございます。

山田委員

もう一回確認なのですが、旧文化センターの建っていた辺りの保存登記の問題等を言われました。聞きたいのは、徳島市との協定を結ばないでどうやって徳島市の同意を得て、県は立体交差事業を進められたのか、ここが最大の謎ですよ。所有権は埋立て前の合意、ここがポイントなのです。

その面で見たら、そういうことを破棄したら徳島市から当然異論が出てくる。だから、この点どうやって徳島市の同意を得ないで、県は立体交差道路の事業を進められたのかという点について端的にお答えください。

鍬田県土整備部次長

当時は、先ほども森都市計画課長が申しましたように、この立体交差道路につきましては県も徳島市も熱望していた事業でございます。

徳島市の理事者も当然そのことに関しまして、反対していたのは徳島市議会でございます。徳島市議会の理解を得るべく、県の理事者とも徳島市の理事者がこういった案を作って徳島市議会に上程したものでございます。ただ、その後いろいろなものが実施されたということでございますが、今の事業に照らし合わせても同じですが、まずは立体交差道路の事業に着手しました、残土が出ます、それを埋め立てるのは当然で進んでいきます。国道が開通された、だから道路は要らなくなる、そのために踏切がなくなる、そのために跨線橋ができた。今の事業を進める段階としましては当たり前前の進み方でございます。

これが協定書がなければ進まなかったとは考えてございません。通常の事業で進めていけば、どんどんこういうふうに進んでいくというのが当たり前で、今の事業に照らし合わせても当たり前前の進み方ということで県は考えております。

山田委員

鍬田県土整備部次長の言うのは、私の質問に明確に答えてないんですね。

徳島市のほうが、紆余曲折しながら寺島川と立体交差道路の無償交換という協定を一応徳島市議会で議決した。この徳島市議会の議決について、鍬田県土整備部次長はどういうふうに認識されるのか。その後、それが実際は協定してないということなのですが、当時の徳島市議会の議決についてはどういうふうに認識されるのですか。

鍬田県土整備部次長

徳島市議会の議決に関しましては、資料も出ておりますので議決されたものと県も一応は認識しておりますが、その後、徳島市議会、県議会で一切の議事録が出てきておりませんので、その後議論された形跡もございません。

繰り返し言いますように、ここが例えば昭和44年、昭和45年に分筆されたときに、県有地で登記された後に、徳島市に登記が移管されていなければ、これは徳島市議会で、もちろん大きな問題になると思っておりますし、県議会でも何の議論もなされていないということをもってすれば、昭和44年に登記した時に、徳島市と県の間には何らかの逆に合意があったのではないかと推測するのが、一般的な普通の考え方ではないかと考えております。

山田委員

何らかの合意というのは何ですか、把握されていたら教えてください。

銚田県土整備部次長

飽くまで徳島市と同様に推認されるということです。確かに合意があったという文書は出てきておりませんが、徳島市と県の最終合意があったという協定書も出てきてない以上は、そこら辺は県も徳島市もいろいろ議論すべき事項だと考えております。

山田委員

結局、埋立て前に県のほうの合意はなかったと。しかし、その論拠は、特に埋め立てた後のことをいろいろ答弁されてきていますが、埋立て前の状況がどうだったか、合意があったかどうか、ここが一つの確信なのです。これについても明確な答えは一切ないという状況です。移転登記も昭和44年ということで大幅に遅れております。そして、本来なら県は登記義務者として移転登記して、協定があれば、徳島市のほうに速やかに渡すという流れになると思うのですが、そうならなかった。しかし、60年間何の覚書もないまま無償貸与してきた。さっき言ったように、徳島市の施設の徳島市中央公民館、徳島市社会福祉センター、ここは徳島市と県が協議して無償貸与の覚書を結んでいます。そうしたらこの土地だけ覚書も含めて何でないのか。当然誰が見ても疑問じゃないですか、それについて御答弁ください。

銚田県土整備部次長

先ほども森都市計画課長から申しましたように、埋立てしゅん工前、文化センターが建ち始めた頃は当然埋立地ですので、県有地として県が管理していた土地でございます。登記前でございます。文化センターが建った後に埋め立てしゅん工認可がされた。

ただ先ほども言いましたように、文化センターが建つに当たって徳島市と県が何ら協議せずに文化センターを建て始めるというのはありませんので、その当時の徳島市の担当者、県の担当で協議がなされたものと解釈しております。

ですから、その当時契約書が結ばれないまま今に来ているというのは、契約書は県も徳島市も存在していない以上、そこら辺は飽くまで推認の域を脱していない、徳島市のほうも推認の域を脱していないと考えております。

山田委員

推認の域を出ていない、そのとおりです。しかし、徳島市のほうはこういう手続を踏んで、当時の徳島市議会の協定、そして新聞報道等、またその後の逐次履行されている状況等を証明しながら徳島市の所有地と見ることで推認できると。

それに対して、県はその辺が非常にやはり不明確だということで、先ほど重清委員からの意見も含めて、当時の状況をもう一度調査する必要があるのではないかとこのころがこれからも非常に重要になってくると思っておりますがこの点はいかがでしょうか。

銚田県土整備部次長

先ほども答弁いたしましたように、県としてはしっかり調べた上で今のこの状況を説明させていただいております。県議会の議事録も当然、当時に遡って調べました。徳島市議会の議事録も徳島市のほうで調べた結果、出てきていないという状況でございます。

先ほども申しましたように、これを県土整備委員会で議論していただくということは、所有の問題を議論するということになりますので、元々の交換協議というのをほごにして、所有の問題をこの委員会で議論すべきかどうかというのは、今まだそこに議題が挙がっていないところでございます。調査は県のほうもしっかりいたしました。当時の資料も含めて、今の状態の資料しか出てきていないというのは事実でございます。

山田委員

しかし、私自身は本会議の質問から含めて、今の畷田県土整備部次長や森都市計画課長の話を聞きましたが、核心部分を県民の皆さんに御提示したら、なるほどそうかというふうにはなかなかありません。そのことだけしっかり言って、引き続きこの問題については関心をもって見ていきたい。そしてしっかり引き続き調査等も含めてしていただきたい。当時の県議会の議決要件というのもあります。200万円以上の土地という枠もあります。そういうことも含めてしっかりその辺も確認をしていただきたいということを申し上げて質問を終わります。

岡委員長

ほかに。

（「なし」と言う者あり）

それでは、この際、委員各位にお諮りいたします。

ただいま、扶川議員からの発言の申出がありました。

この発言を許可いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは扶川議員の発言を許可いたします。

なお、委員外議員の発言については、議員一人当たり1日につき答弁を含めおおむね15分とする申合せがなされておりますので、よろしく願いいたします。

それでは質疑をどうぞ。

扶川議員

最初にお尋ねしておきますが、今日説明していただいた内容というのは、徳島市のほうに対しては説明をして、話合いをしているのですか。

森都市計画課長

徳島市のほうと話合いをしているのかというお話がございました。

この件につきましては、11月1日以降、交換協議が無期限停止となつてございますので、それ以降、徳島市と協議をしている事実はございません。

扶川議員

私も11月定例会で知事に、胸襟を開いて話合いをしてはどうかというお話をしたのですが、それをしないから今頃こうなっているのではないですか。

初めて県から説明らしい説明が聞けました。双方からの立場の議論をさせていただいて、随分深まったなと思います。

ポイントは話を聞いていると何らかの事情で、一旦は協定をまこうということで、知事と徳島市長の間で話合いはできた。それは徳島市議会の理解を得るためにそうしたのであって、結果的としてその協定案が徳島市議会で議決され、その土地の問題以外は全て履行された。ところが先ほども説明がありましたが、国との関係なのかもしれません、債権団体だったのかもしれませんが、だから県議会の議決も難しかったのかもしれない、全部推認ですけど、何らかの事情で協定としては成立しなかったのかもしれませんが。それは高井委員もおっしゃったように、協定があれば議決があるはずだということは、論理的に筋は通っておりますからそうだと思います。

一方で山田委員がおっしゃったように、政治家同士が口頭で約束しても立派な契約でありまして、それがなかったらそのような議決が徳島市議会でされるわけがない。この協定が議決されるような環境が整わなかったから、何らかの話合いが行われ、取りあえず立体交差道路の事業は認めましょう、徳島市文化センターの建設もその後県のほうは認めましょう。ただし、無償貸与という契約はまかずにしておきましょう。市民には非常に分かりやすい話ですが、恐らく徳島市議会のほうも御存じなかったのではないかと私は思います。そういう曖昧な状況が続いてきたのではないのでしょうか。でも、大局を見ますと徳島市が一方的に立体交差の土地を提供して、県がそれに対応する土地を提供しないというのは、それは先ほど山田委員がおっしゃったようにおかしいですよ、道義的におかしい。今から60年前の話だとしても、市民が納得しませんよ。やはり私は道義的には県が何らかの形で従来どおりの今までは契約を結んでいなかったが、きちんと契約をまいて無償貸与を続けるというのが本来の姿だったと思います。

ところが、何らかの事情で、県議会に発せられた議論でここから出てきたのだと思いますが、無償貸与はまかりならんのではないかという議論が起こったから交換の方向に移っていったのでしょうか。その経過をもう一回しっかり思い出さなければいけないですよ。

この経過を見ますと、私はその当時、曖昧にした知事にも徳島市長にも責任があるような気がします。しかし、もう一回この説明をなさったようなことを徳島市のほうにもきちんと説明をして、誤解があるなら誤解がある、理解の不一致があるなら不一致がある、そこを明らかにして進めることが1日も早い新ホール建設につながるのではありませんか、その点を御答弁お願いします。

森都市計画課長

徳島市のほうと協議をして進めたらどうかというお話がございました。

ただいま、交換協議ということで10月8日から徳島市と協議を進めてまいりました。その中で徳島市のほうからも交換用地について提案もあり、徳島市のほうから更に早く進めてほしいというような話もございました。

ただ、一方で徳島市長のほうから9月13日に知事のほうに面会で、当時資料としましては、今回の徳島市の議決があったということで協定書がなされていたのかもしれないという

ことで、その資料を知事に見せたというような事実がございます。

その後、9月30日に交換の合意をしております。ということは徳島市のほうは、自ら徳島市の土地かもしれないという話の中で、交換の合意にも至っているということで、二つのことを進めていこうとしているような状況であったのかもしれない。そういったことから、今思いますと二つのことを進めようとしているようなことに関して、非常に理解し難いものでございます。その後、徳島市のほうから10月30日に優先交渉権者の発表がございました。当時、県土整備部長からも遺憾の意を示しまして、その後、知事のほうから交換協議の無期限停止ということになりました。基本的にはその時点でもう協議につきましては止まっているという状況でございます。

県としましても、この件に関しましては、徳島市のほうが自ら市有地であると主張しておりますので、それにつきましては徳島市のほうで当然立証していただこうと考えております。

扶川議員

立証しなさいと双方が意見を言い合うのはいいですよ。何で直接話合いをしないのですか。わざわざ間に議会を挟んだりして議論しなくても、縣市協調というのであれば直接話合いをすればいいじゃないですか。それをするなとっているのが知事であり、この間私は反対しました県議会の議決であるならば、それはおかしいと思います。

県議会の議決も早くやろうということなのですから、徳島市の議決もそうなのですから。私が今申し上げたように、直接徳島市と県の担当者がしっかり話し合うのが一番早いのは誰が考えても明らかじゃないですか。今日せつかくこういう資料が出てきたのですから、県の主張が全部間違っているなんて私は思いません。やっとなんか議論できる資料が出てきたと喜んでいいのです。早く話合いを始めてください。説明責任は向こうにある、こっちにある、その議論は分かりません。それこそ市民から見たらよく分からないですよ、そう思いませんか。

鍬田県土整備部次長

まず、話合いの前提は交換協議をするというところでございます。

話合いを始める、そのために必要な説明を県にさせていただきたいと徳島市に申し上げていたところ、この事態になっていることでございます。土地の所有に関しての話をしたいという話、これはそもそも土地交換協議の再開を県も徳島市も県議会、徳島市議会の皆様方も望んでいたところございまして、決して徳島市の所有権の話合いをするというのを望んでいたものではないと県のほうは解釈しております。

扶川議員

私は、別に徳島市の立場を全面的に擁護して発言しているのではないのですよ。でも、外部から見ているとそこまで追い込んでいっているのですよ。

本当はずっと以前に、徳島市長が知事にこういう問題もあるのですがどうですかというようなことも投げかけた。しかし、徳島市の主張によると、それは棚上げにして無償譲渡でいこうと、従来どおりの話になっていたということだったのです。

それを信じてやっていたらひっくり返っちゃった。仕方がないからもう交換協議をのもうということで進めようとしたら、今度は手続で瑕疵があるということで止まっちゃった。

何でそんなことで、一々ストップを掛けるのか私は分かりませんが、それに業を煮やして、一旦は知事にそういうものがあると説明したが、脇においていた所有権の問題を持ち出してきたんだと思います。その内容が正しいか正しくないかということは、まだ検証できないと思う。私は、山田委員もおっしゃったように、例え当時の内容が文書による協定でなくて口頭であったとしても、トップ同士がそういうことで話合いをして確認をしたということがしっかり推認できるのならば、それには大いに同意があると思います。そこを検証しなければいけないではないですか。

説明責任は今双方にあると思います。というよりも説明責任だといって相手に責任を押し付け合うのではなくて、双方が膝を交えて話をすべきではないですかと言っているんです。そういう態度を取るから前に向いて進まないのだと私は思いますよ。

谷本県土整備部副部長

先ほど、高井委員から行政においては、手続が大変重要というふうな御発言を頂きました。県としましても手続をちゃんと踏んでいる状態でございます。これを一方的に破ってきているのが徳島市のほうでございますので、徳島市のほうに、もし協議を再開するのであれば戻していただきたいというのが県の考えでございます。

扶川議員

行政はそうでしょうけれど、その行政を進めていくのは政治です、政治家です、トップです。だからトップ同士がちゃんと話し合ったらどうかと前から申し上げているのです。その中で約束したことは重いのです。それをやろうとしても前々から申し上げているけれども、全然検証できていない。行政同士の話合いで行われた約束は、当然その当時のトップも了承して重大な問題ですから何らかの合意があったはずですよ。先ほどから説明されているように何らかの合意があったはずですよ、それを確かめてください。何だったのかその合意は。それは双方がしっかり情報を出し合って、今担当者は変わってしまっているが、ひょっとしたら何らかの記録なり、当事者の記憶なりが残っているかも分からないから確かめてみる。確かめられなかったらどうするか、それはその次の話をまたしたらいいじゃないですか。

(「裁判所に行かないかな」と言う者あり)

こんなものに裁判をやるのは馬鹿馬鹿しいです。県費市費の無駄遣いです。この程度のことでも県も文化ホールの事業を止めてしまうなんてことはおかしいと私は思う。

率直に話合いをして、早急に打開をしてほしい、改めてお願いをして、まだちょっと言いたいことがあるので終わります。

岡委員長

ほかにはないですね。様々議論が出てきましたが、私からも何点かちょっとお聞きをさせていたいただきたいと思います。

まず、今日頂いた資料その1の15ページ、2月4日に徳島市から提出された資料によりますと、徳島市は市有地の可能性があると考え、本件土地に関する問題はこれを先決問題とするのではなく、交換協議の中で解決していくことも可能と考え、交換の方向で協議を進めることとしたとありますが、昨年9月30日に県市で土地交換に合意をして、10月8日から土地交換協議を行ってきたと思うのですが、その中で徳島市の担当者から一度でも市有地の可能性があるというような発言はありましたでしょうか。

森都市計画課長

徳島市のほうから市有地の可能性があるという発言があったかということの確認がございました。

11月定例会の県土整備委員会の付託委員会で提出しております協議録に記載のとおり、9月30日に県市双方で交換に合意後、10月8日から交換協議を行ってまいりましたが、徳島市から市有地の可能性があるとの発言は一切なく、2月4日、2月10日の徳島市からの照会文書には、市有地であると突然記載されており、非常に驚くとともに徳島市側の対応が理解できないものでございます。

岡委員長

そういう話は一度もなかったということですね。分かりました。

今回、最初は旧文化センター跡地の県有地に関する県としての対応を考える問題であったと思うのですが、それがなぜか新ホール整備問題に変わり、今となっては土地の帰属の問題になってきているというような状況なんです。土地の帰属問題を解決するとなったら、資料の整理、確認、恐らくここで出ているような話になるのでしょうか。推認されとか、何らかの合意があったのではないかとかいうことを、一々当時の知事であったり徳島市長であったりとか、議員が御存命で、しかも詳しい内容をよく覚えていらっしゃるのあればそれは聞いて、ある程度のことを把握できるのかも知れませんが、それも飽くまで口頭でというような状況で、土地の帰属問題を解決するとなるとかなりの時間が掛かると思います。

交換協議にしてもすぐに進んでいくようなものではないと思います。いろいろな精査をしなければならぬと思いますが、土地の帰属問題よりは多分、より早く解決ができるだろうと思って当初は交換協議に応じようかと、徳島市からの文書ではそういうふうに読み取れますが、そのような認識でいいのか。

徳島市長は1日も早くホールを整備したいということをおっしゃっているのですが、いつものことですから私はさほど驚かなかったのですが、今回唐突に何か新事実みたいなものを出してきて、事実かどうかも分かりませんが、新聞記事等を出してきて、うちの土地だと言い出した。1日も早くホールを整備したいと言いながら、問題を別のところに持って行って、より時間が掛かるような形を取っているような気がするのですが、県としてはどのようにお考えになっているのでしょうか。

森都市計画課長

徳島市のほうが1日も早くホールを整備したいと言っていることに関して、県の認識は

どうかという御質問がございました。

11月定例会の県土整備委員会付託委員会で提出しております協議録にも記載しておりますが、徳島市はホールの整備のスケジュールに間に合わせるため、速やかな交換を求めています。交換の候補地の具体案の回答があった10月2日と翌3日には、徳島市長の公印を押した公文書で、速やかに候補地を選択するよう依頼されており、徳島市は土地交換協議において急いでいる状況でございました。

岡委員長

我々も、恐らく皆さんもそういう認識でおられたと思うのですが、よく分からないのですね。土地交換協議に入るのは、何か本件土地に関する問題は先決問題とするのではなく交換協議の中で解決することも可能と考えると書いてあるのですが、交換協議はどこかと場所を交換するんですから、県有地と市有地を。そこの交換しようという県有地が市有地だとおっしゃるのであれば、そもそも交換協議が成立しないですよ。県からしたら、ほかの所もただでもらえるようになる。元徳島東工業高校用地とかをただであげると言っているのだから、非常に有り難い話なんですけど、そんなことをしたら、どう考えたって後々こんな問題が出てきたら問題になりますよ。何で元市有地だったのに県にただで土地をあげるようなことをしなければいけないのかというような話になります。

数回の交換協議で恐らく打ち切りになったと思うのですが、それでもこのことを交換協議の場で一切口に出さないままに交換協議を早く進めてくれって言ってきているわけです。どのようにお考えですかと言っても、これは徳島市側がやってきていることなのでどうかというのは分かりませんが、何て考えていたのか、どのように推認されますか。

森都市計画課長

当時の徳島市の対応についてでございますが、徳島市が土地の帰属問題について交換協議の中で解決することを考える一方で、それを県に伝えず交換に合意して交換協議を行ってきたことは、県としては理解できないものでございます。

岡委員長

そうだろうと思います。おおよそ、ほとんどの方が、まともに話を聞いていらっしゃる方だったら、どういうことだと思われると思います。自分の土地だとおっしゃるのであれば、交換協議に応じる必要はないんですから。その資料を持ったままで、なぜだか県との土地交換協議に応じてきた。これの理由とは何なんだろうかと。

徳島市側のほうは、先ほどの資料でもらったような説明しかなさらないのでしょうか、これを推認してみると、推認ですよ飽くまで。最初の協議の時にスケジュールを出してきたと言っていましたよね、自分らはこういうスケジュールで進めたいのだと。今の優先交渉権者と12月には本契約まで持っていきたいと言ったのです。ということなんで、その自分たちの予定どおりに進んでいくのであれば交換でもいい、もしそれが自分たちの思った方向で進んでいかないのであれば、こういうような問題を出してきて、そして係争状態のようにする。先ほど建築確認の話がありましたが、別に所有権がなければ建築確認や建築申請が通りませんという話ではないというようなお話がありました。とにかく係争状態

で、どっちの土地なのか分からないというような話にしておいて、最終的に優先交渉権者と仮契約とか本契約というところに持っていきかけたのかなということぐらいしか考えられないのです。

もっと推認すると、何でそこまで急がなければならなかったのか。もう日程も発表されていますが4月に選挙がある。前の選挙のときに文化センターをやり切りますというような話をしたが、ことが進まない、どうしよう、だったら自分たちの責任ではなくて、県のほうに邪魔をされてなかなかできないのですというような言い訳に使っているのかなというような声も実際に聞いてますし、そういうふうに推認せざるを得ない。

我々としては、かなり長い時間を割いて、集中審議は今回2回目です。2回の集中審議をして、できるだけ早くホールを建てられるように、それは県民の皆さん方、市民の皆さん方、良いホールという限定が付くと思うのですが、しっかりした50年、60年使えるようなホールが欲しいという声は私の所にも届いています。私自身もそのことは否定しません。良いホールをできるだけ早く造らなければいけないということはありますが、そのために委員長としても、時間を掛けて真摯にこの問題には取り組んできたつもりです。

各委員の皆さん方も様々な発言の中で、交換協議するのだったらどういうふうにしたら早く進むのか。当然慎重に審議をしなければなりません、県としても土地交換するので、良い場所をできるだけ県民の皆さん方に利益のある場所と替えて、一刻も早く徳島市がホールを建てられるようにしてあげなければいけないということで、一生懸命努力されてたというのは報告も聞いておりますし、私自身、現場も見てきました。

けれど、今回出てきた問題というのは、徳島市議会でも話がある、県議会でも話がある、県庁の職員だって一生懸命動いてきた、このことに対する軽視も甚だしい。

はっきり言ってちゃぶ台返しだという話も先ほど高井委員からもありましたが、正直に申し上げて、本当に馬鹿にされているとしか思えません。自分らの都合だけで何もかもひっくり返して、ほかの問題もいっぱいありますけれども。

また、徳島市長が12月の徳島市議会の定例会の答弁で、一連の経過、60年も前のことであり徳島市議会での議決はあったが、協定書の原本やその後の経緯が明確になる資料が見つからず、協定書どおりに手続をしなかった理由が判然としなかったため、確証を持った説明ができなかったとおっしゃっているみたいです。今はどうですか、協定書の原本はないですね。先ほどから様々な議論がありました。皆さん方がそれぞれに一生懸命いろいろ調べられて言われているのでしようが、全部、恐らく、推認される、そうでなかったのではないかと、ですよ。一番きつい言い方でも、何らかの合意はあったのだろうと。それが分からないわけです。分からないから言えないのですよ。

協定書があったら言えるのではないですか、協定書があると。それもない、資料もない、口頭で合意をしたのではないのかと言うが、これもはっきり分からない。もう本人もいないので。それだってお互いに言っていることが違うかもしれない。いや合意している、していないという話が出てくるかもしれない。そうなってくると、そもそもこのことって確認ができないのです。きちんと確認すると言ったって、まだ私も生まれていないですから、議員の中でも、生まれていらっしゃる方もいらっしゃいますけど、生まれてない方もいらっしゃるような前の時代です。

それは、良いか悪いかは別にして、恐らく60年前の公文書であったり、管理であった

り、手続というものは、今とは大きく異なる部分はあると思うのです。口頭で合意して進める事業というのものもあるかもしれない。別に過去を否定するわけではなくて、そういうような法律的にもそういう部分はあったのかもしれない。それを今になって、協定書がないのはなぜかと言うこと自体がおかしいですし、徳島市がいろいろ言っていることも、過去の徳島市の担当者が不作為でもしたのか、県の担当者が不作為でもしたかのような物言いをされています。非常に失礼な話ですし、先ほど裁判とかいろいろ立証とかいう話が出てきましたが、普通は法律がなかったら、事後に法律ができたって遡及するだの追及することはできない。今そんなことを県に対しては言われているのかなと思います。

ないことを証明しろと、ないのにそんなことできるわけがないのです。言っていないことを証明しろって、言っていないことをどうやって証明しますか、言っていないのに。言ったのだったら、いついつの何時にここで会って、こうやって言ったのではないかと言えますが、言っていないですということはどうやって証明しますか。そんなことできるわけがないのです。そんなことばかり出ている。

こんな状況で、今までも何回も言ってきましたが、話合い、協議する、大事なことですよ、対話することは。それは信頼関係あつてのことです。

きちんとまともな話ができる人とは話ができる。初めから話合いをする気がないのではないですか。本気で話合いをするのだったら、この話をもっと早く出していたらよかったです。

もし知らなくて急に出てきたのであれば、何でこんなものを調べたのか、誰が一体調べてきたのか、60年も前の資料が何かしているときにたまたま出てきて、徳島市から送ってきた資料がどこかから出てきたのですか。前から知っていて、隠してそのまま事業を、交換協議を進めていこうと言っていたのであれば、それこそ悪意があるとしか感じられない。

自分らの都合の悪いように進んでいっているのだったら、この資料を出して係争状態に持ち込まないか、県が悪いというように責任転嫁してしまわないかと思っているとしか私には思えませんと推認します。

本当に正直、いろいろ今まで議論を聞いてきましたが、私自身非常に頭に来ています。長い時間を費やして、我々だって別に止めようと思っていませぬよ。先ほど、無償貸与が相成らんといいましたが、相成らないとは言っていない。60年前に無償貸与していたから、そのまま引き継ぐというのは、時代も違うのだからおかしいのと違うかと。交換なり、売却なり、有償貸与なり、無償貸与も当然検討課題に入れて、一番いい方法は何なのかを考えるべきと違うかと。新ホール整備の委員会ではないのですから。この委員会は、そこに係る県有地をいかに有効活用していくかです。うちで議論することは。それをホールの整備を邪魔しているとか、私と知事が結託して遠藤市長に嫌がらせしている、共産党の加戸議員という人が、市政報告で御丁寧にイラスト入りで書いてあるのです。共同歩調を取っていますとか、県土整備委員会の委員長である岡県議会議員が、徳島市議会の附帯決議に沿った答弁を県土整備委員会でさせましたと書いてある。私がそんなことをさせたことがありますか、ないと思いますよ。こう言えと言ったこともないし、何でここまで言われなあかんのか。共同歩調も別に取ってもいいし、その話に対して話もしていない。

今までも何回も言ってきましたが、例え一委員であろうが、私が真つ当なことを言ってい

るわけではないですが、真つ当なことだったらそれはそうだと思って履行してくれるでしょう。皆さん方もそれはやらないといけないなど。そのことを知事はどう受けたか知りませんが、そういうことを共同歩調といって遠藤市長の邪魔をしていると、共産党の方が。御本人は知りませんがね。そんなことないだろうと言うんだったら、山田委員にもお見せしますが、このビラをまいているのです。ある代議士は、音楽ホールをとにかく遅らせたのだと、遠藤市長に反対するようなやつは利権政治家だということも書かれています。

県の財産を県民の皆さん方に一番いい形で、処分するんだったら処分する、議論をしていくというのは、私は県議会議員として当たり前の仕事をしていると思います。それに対してこれだけいろんな今の徳島市長を支援されていると言われている方は、一生懸命、新ホールを早くさせろとずっと言っているのです。なぜか知りませんが。利権だの共同歩調を取って手を握っていじめをしていると、そんなことまで言いながら、この新ホールで優先交渉権者との仮契約、本契約を進めようとしているように推認されます。そこに何があるのか、非常に私は疑問に思います。

それこそ先ほど重清委員がおっしゃっていましたが、きちんと話し合いをしていたらもうできているかもしれない。工事にも着手できていたかもしれない。多少遅れることはあっても、きちんと話をしていたら、選挙には間に合わなくても、市民の皆さん方、県民の皆さん方が望むような、ホールができるような足掛かりができていたかもしれないんです。

私はそう思います。

その中で、なぜここまで、とにかく優先交渉権者と仮契約、契約のところまで持って行きたいのか。推認ですが、とにかく事業者を早く決めたい。それはなぜか、恐らく今の大成建設株式会社と株式会社アズマ建設と、あと設計会社は忘れましたが、この3社のJVにとにかく仕事ができるような環境を与えたいのかなということをおっしゃるを得ません。

事実、これも新聞報道でありましたが、一般市民の方からこのホールに関してまずアンケートで、ここまでもめても徳島市が白紙にしないのは、何らかの利害が絡んでいるのではないかというような声が上がっていたそうです。

我々が言うのは分かりますよ。あることないこといろいろとデマが飛んでますから、こういう話があるということをお聞きすることはありますが、一般の方からこんな声が出てくるぐらい異常なことをしているということにそろそろ気付いていただきたい。4年間もしてきたのだから、もうそろそろ分かるでしょう。1年目の徳島市長が代わったときに職員が3,000人全員代わったかもしれませんが、4年もしていたらわかるでしょう。そんなこと言われるようなホールの整備をとにかく急ぎますと言っていたら、それこそ、何でもいからホールを造ったらいいのか。1,000人以上のホールがないから早くしないといけない、中身は何でもいいんですか。

中身も見えてこない。外観も隈研吾さんという人がするようになっている。中身もある程度パースが出てきていましたが、正式な図面が出てきて、我々は見ることはないかもしれませんが、徳島市議会議員の中でもちゃんと説明を聞いているかどうか非常に不透明です。

建築家の隈研吾さんのデザインのホールを使命と思って絶対にやります、なぜこれが使命になるのかと私は思います。それこそ市民の皆さん方が、使いやすくできて良かった

など思ってもらえるようなホールを一刻も早くやりきりますというのであれば分かるけれど、隈研吾さんが設計したホールを使命として何をするのか。一体何のためにこのホールを早く作りたいのか。市民の皆さん方からそういう声が上がっているということも、頭には入れておいていただきたい。

飽くまで我々が主張していくのは、先ほどの答弁にもありましたけれども、登記もなされているわけです。知らなかったという話は通用しません。登記されているんだから、調べたら分かる。

もうちょっと元に戻させていただきたいんですが、そもそもは徳島駅西でホールをすると言っていた。徳島駅周辺まちづくり計画の中にも入れて、徳島駅西でホールをすると言っていて、よく調べたら、電源盤が入っていて移動させるのにお金が掛かるからここでできないと言い出して、知事には話をしに行ったと言っていますが、知事と無償で貸してあげるよという合意ができたから、突然何の説明もなく今の場所に移すという発表をして、おかしくないかという声も無視して勝手に確信している。絶対貸してくれるんだ、間違いなんだと言って、結局貸してくれないとなったら交換協議でいいですと。今までののは何だったのか。交換協議にまともに入ろうかと思ったら自分らのスケジュールに合わないから、やっぱりここはわたらの土地だったんだ。

はしょって言いましたけど、こんないい加減なことをするところと話合いをする必要はないですよ。一委員の意見として聞いてくださいいね、一委員ですから。話合いができるような状況ではないですよ。何を言ってもひっくり返る。

私は話合いをする必要もないと思いますし、証明したかったら向こうが自分らの土地ですと証明したらいい。資料でも何でも持っているかもしれませんし。うちはないが、ここで新事実の協定書が出てきました、こんな協定書ですと言うのであれば、それはそれで合意していかないといけないかもしれませんが、それが60年効果があるかどうかはわかりませんし、その辺も法的ないろんな制約であったりとかあるかもしれませんし、その辺はきちんと見ていかないといけません。しかし、県議会の決議に反して、これだけ長い時間いろいろなことを考えて、それこそ、私は市内の人間だからいいですよ。ほかの委員もいろいろ心配をして、県市協調ができてないのではないかと、きちんと話合いもしないといけないのではないかとこの声も上げてもらっておきながら、こんなことをするんですから、協議なんかは、もし土地の名義変更とか所有権移転、登記の話があっても、私は話合いをする必要はないと思います。責任は向こうにありますので。

11月定例会の付託委員会でも言いましたが、非常に分かりやすい説明だったと思いますし、あなたたちが取ってきた手続、今までの説明にしても何ら不信なところは私にはありません。しっかりと県民の皆さん方の利益、県益にとって何が一番大事かということをしつかりと念頭に置いて、これからもこの問題に対して、何かあっても対応をしていただきたい。もう一回言っておきますけれども、まともな話合いができないような連中と協議などはできません。そのことだけは強く申し上げて、私の質問は終わります。

ほかに、この件に関して質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

以上で、本件に関する質疑を終わります。

議事の都合により休憩いたします。(12時45分)

岡委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。(13時49分)

それでは、その他の質疑をどうぞ。

須見委員

何点か質問をさせていただきたいと思います。

香港季節定期便のことについて、お伺いをいたしたいと思います。

新型コロナウイルス感染症が連日報道されまして、徳島でも感染者が確認された今、こうした状況の中で香港との直行便が3月末まで運航される予定となっておりますが、計画どおり運航されるのか、まずはお聞きしたいと思います。

以西次世代交通課長

香港季節定期便の運航に関して御質問を頂きました。

香港季節定期便に関しては、現在就航しておりますが、2月中旬以降、御承知のようにクルーズ客船のダイヤモンド・プリンセス号での集団感染が深刻化いたしまして、徳島の直行便を利用するツアーの利用客も減少してきたかなと感じていた矢先、香港におきましては、2月24日の夜に政府のほうから、日本から香港に入境する全ての旅客の方に対しまして、入境後14日間は自宅又は滞在先で体温を計測するといったこと、それから外出の際は全行程でマスクを着用するといったことなどを提案する内容を発表されております。

この情報につきまして確認をさせていただいたところ、26日、昨日ですが、在香港日本国総領事館から内容についての補足が示されまして、今回、政府のほうで提案いたしましたものにつきましては、罰則や強制力といったものはないものの、政府のほうで実質的な渡航自粛を推奨していると捉えられている香港の方が多くいるということで、旅行会社におきましては、集客に向けたハードルが一段と上がってしまったといったようなことになってございます。

今後の運航に関しましては、現時点で航空会社のほうから運航計画の変更についてのお話はございませんが、状況につきましては日々変わってきておりまして、新型コロナウイルス感染症の拡大によりまして、現在、香港政府のほうから示された推奨レベル、こちらのほうが上がりかねない状況でもあるといったことから、現地の旅行会社、それから航空会社とも連携、連絡を密にいたしまして、香港政府の動向等を注視していきたいと考えております。

須見委員

今言われたように、在香港日本国総領事館のホームページのプリントがここにあるわけですが、24日に香港政府は、日本から入境する旅客については、香港の人、それ以外の人にかかわらず、条件が許せば、香港に入った後14日間は家の中でとどまって体温を計測したり、外出の際に関しては全行程でマスクをしなければならないということが発表されておりまして、その補足として、提案なので勧告ほど強くなく罰則はないと。

条件が許せばというのは、自宅から出ないことが可能な人とか、条件付きでいろいろあ

るわけでありませんが、香港政府のほうも日本に対して対策に乗り出しているわけでありまして、入ってくる人の心配ではなくて、こちらから行かれる渡航者の方々が、香港で自由に楽しめるのかという観点から考えれば、ある程度の制限下においてでないとしめめないというような中にあると、行ったわけではないので推測されるわけでありましたが、以西次世代交通課長は何週間か前に向こうに行かれたとは思いますが、どのような状況なのかお伺いしたいと思います。

以西次世代交通課長

直近の香港の状況ということでの御質問を頂きました。

先週、私も香港に出張いたしました。香港におきましては、当然空港に到着した際には検疫のほうで、サーモグラフィーによりまして体温のチェックをまず受けた後に移動して、香港の街中に入った際も、歩いている方につきましては、ほぼ100パーセントに近い形でマスクを着用されているといったような状況でございます。

ホテルや主要な施設に入る際には、必ず体温のチェックを受けるといったことで、現地に行って感じたことは、日本以上に感染防止の策が講じられているのかなという印象を受けました。

また、日本では現在マスクの購入がなかなか難しい状況ではございますが、現地のドラッグストアのような所では、マスクのほうはこれまでよりも高価ではございますが、入手ができるような状況にはあったのかなと思っております。そういったことで、マスクの着用率も高かったのかなと感じた次第でございます。

須見委員

県が香港季節定期便の運航をしている限りは、旅行会社の方々もそれをクリアしていかなければならないような状況にあると思っております。しかしながら、万全の状態では楽しめなければ当然リピーターも生まれまいだろうし、次につながらないと思うのです。万全でない今の状況の中においては、ここで一旦立ち止まるというのも、次につながる選択肢の一つではないかと考えます。

後手後手に回るのでなく、インバウンドの話をしていてではなくて、要は次につながるのはアウトバウンドのほうの方が重要なんだと思っております。

外国のほうは幾らでも日本に送ってやるわ、だけどお前のところはどれだけ出してくれるのだというのを求めていると思っております。そういった中でリピーターをしっかり作っていかないと次につながらないということを考えれば、この先どういう状況になるかは分からないのですが、もしかしたらどんどん下がっていくかもしれないということを考えれば、今本当に立ち止まって、ここで一旦仕切り直しをすることも非常に大事な選択なのかと思うのですが、先手先手で早め早めにしっかりと決断をしていただいで次につなげていただきたいと思っておりますが、それでもなお、3月末まで運航ができるのかお聞きしたい。

以西次世代交通課長

香港季節定期便の就航を続けていくということになりますと、やはりインバウンドだけ

ではなくてアウトバウンドでの利用といったところが重要な要素になってまいります。

そういったことで、継続してこちらから利用される方の層と言いますか、需要の量を増やすといったことが大事になってまいりますので、厳しい状況であってもその状況がいつまでも続くわけではございませんので、状況が好転するようなことになった場合には、すぐに就航に向けた取組を、スピードを加速していくようなことを常に意識をしながら、今後も取り組んでいきたいと思っております。

3月28日までの計画ということではございますが、先ほども申しましたとおり日々状況が変わってきてございますので、そこはしっかりアンテナを高くして、現地の方とも連携をとりながら対応していきたいと思っております。

須見委員

しっかりと現地の方と連絡を取り合いながら先手先手で行動して、後手に回らないようにしていただきたいと思っております。

続きまして、県土整備委員会での県内視察でも埋立工事を視察させていただきました、津田のインターチェンジに隣接した絶好の立地条件であり、企業も大変期待しております津田の木工団地の埋立て工事の件に関して、お伺いしていきたいと思っております。

現在の工事の進捗状況と分譲に向けたスケジュールを教えてくださいたいと思っております。

遠藤運輸政策課長

臨海部で土地を造成いたしております津田地区活性化整備事業につきましては、現在鋭意工事を進めているところでございまして、計画土量のほとんどが搬入されてございまして、埋立区域におけます水面は、ほぼ埋まっているという状況でございます。

今後、この地盤や盛土の沈下の収束の状況に応じまして、可能な場所から随時場内の道路や排水路、上水道等のインフラ整備を実施することとなっております。

特に臨海部、これも旧水面貯木場を埋め立てて企業用地を造成しております本事業につきましては、南海トラフ巨大地震等の大規模災害を迎え撃つため、津波を考慮いたしまして周辺の地盤より2メートル程度高く造成する計画でございます。こうした取組は、県内初ということでございまして、造成後の企業用地が全体的に安定するためには、元々海底でありました地盤や盛土が沈下収束する時間をしっかりと確保する必要があると認識してございます。

そこで立地企業が安心して経済活動が行え、また地域の活性化につなげていくためには、災害に強い強固な地盤を整備することが最も重要であると考えてございまして、現在分譲スケジュールについて精査しているところでございます。

須見委員

県内初で津田地域の活性化にもつながるといふことと、企業がいろいろ進出してきやすいということで楽しみに待っているわけでありまして、私が知る限りではありますが、2020年の春、この4月に公募を開始する予定であると伺っており、徳島県木材団地協同組合連合会への説明会の中でもそういうスケジュール感が示されたと思っております。

しかしながら、今の答弁を聞いていますと分譲のスケジュールは精査中であるというこ

とありますが、それに関して一体どういうことなのか。

企業側は4月に分譲されると考えていろいろ先行投資なり段取りをしているわけではありますが、もう4月まであと1か月ちょっとくらいにもかかわらず、そのスケジュールを精査中であるということは、スケジュールが遅れるのかどうかも含めてお伺いします。

遠藤運輸政策課長

この4月ということではございましたが、4月というのではなくて2020年の春ということでございます。

本事業は、先ほど言いましたように2メートル程度高く造成する計画でございますことから、立地企業が安心して事業活動が行えるよう災害に強い強固な地盤として整備するために、元々ございました海底の地盤でありますとか、埋め立てた土の沈下収束、いわゆる水が抜けて締め固まっていくのですが、これに必要な時間を確保して強固な地盤として企業に売り渡す必要があると考えてございます。

加えて、造成後には道路の整備でございますとか、排水路とか上水道等のインフラ整備を行いまして、それと並行いたしまして分譲に必要な手続を行うように考えてございます。

須見委員

2020年の春、公募ということであります。

今の話において、沈下収束が当初予定されていた期間よりも時間が掛かってきているのではないかと考えているのですが、水が抜けて締め固まるということが災害に強い強固な地盤を作るということでもあります。自然にそれを待っている状態でそれだけの期間が掛かるということですが、強制的にその水を排除する方法もあると聞いております。そういったことも含めて、この2020年の春に公募を開始するというところで、できるような方法を検討したのかどうかをお伺いします。

遠藤運輸政策課長

沈下を促進するための対策を検討したのかということかと思えます。

埋立土につきましては、水を十分に排出させてそれを促進するということをしなすと締め固まる時間が早くなるということございまして、その対策方法もいろいろ検討はさせていただいたのですが、費用に見合った効果が得られないということもございまして、ここでは時間を確保するということが一番ではないかということで考えてございます。

須見委員

当初の水が抜けるスケジュールより大分長い感じでスケジュールが掛かるということでもあります。

この先ですが、いつ分譲されるということに関係各位、徳島県木材団地協同組合連合会の皆様も含めて再度の説明会を検討される予定は今のところありますか。

遠藤運輸政策課長

説明会の有無ということでございますが、昨今の新型コロナウイルス感染症等の関係もございますので、今実施させていただくかどうかというのはまだ未定ではございます。

須見委員

災害に強い強固な地盤を作るということに関しましては、当初から当然考えられていなければならないことでありまして、しっかりと整備をしていただきたいと思います。

その周りで工場がある方であったりとか、インターチェンジもできる予定となっておりますので、新たに進出してくる企業も含めて非常に楽しみに期待を持っている場所でありまして、できる限り早く、確かに安全でなかったら渡せないというのはよく分かりますので、その安全な期間を取っていただいて、その安全な期間が終わった後はスピーディーに対応をしていただきて、できるだけ早い時期での分譲開始等のスケジュールを組んで、少しでも早く公募を開始できるようなものにしていただきたいと思います。

遠藤運輸政策課長

ありがとうございます。今考えておりますのは、特に企業が注目してございます分譲に係る手続の開始の時期につきましては、大まかな目途といたしまして、津田インターチェンジから徳島東インターチェンジ間の令和2年度の供用開始を見据えまして、令和3年春頃にできればと考えてございますので、よろしく願いいたします。

須見委員

改めて言っておきますが、津田のインターチェンジと徳島東インターチェンジの開通を見据えてと、うまいことおっしゃっていますが、遅れているのは遅れているので。

分譲が令和3年の春頃となっておりますが、4月の初めにできるようにしっかりと頑張ってくださいと思います。

古川委員

今年度、最後の県土整備委員会となりまして、総括的というかこれまで何度か質問してきたことを最後にもう一回質問させていただきたいと思っております。

まず、1点目は治水対策でございます。

昨今、去年の大型の台風による被害とか、一昨年^の豪雨による大被害、これは本当に多発化^{という}か頻発化、また激甚化している。今後もどんどん激しく被害も大きくなっていくのではないかと懸念をしておりますので、防災・減災対策、特に治水対策につきましては、県政の最重要課題に位置付けてしっかりと取り組んでいっていただかなければいけないと思っております。

国のほうも、我が党の公明党もこの防災・減災対策につきましては、政治の最重要課題に位置付けて、政治の主流に位置付けていかなければいけないということで大変に力を入れて、今回の補正予算におきましてもかなり予算を確保して、昨年12月に安心と成長の未来を拓く総合経済対策^{ひら}ということで閣議決定されましたが、この中でも3本柱の1番目に災害からの復旧・復興と安全・安心の確保ということで位置付けて、財政支出では5.8兆円、これは補正予算、当初予算併せてですが、事業規模では7兆円規模の予算を確保して

しっかりと取り組んでいくということです。このうち、特に防災・減災、国土強^{じん}靱化の推進ということで、これは国費ベースですが、8,500億円余り、その中でも河道掘削や堤防のかさ上げ補強、台風第15号、台風第19号の治水対策については2,437億円を確保してしっかりと進めていくということで取り組んでいるところでございます。

これを受けて県もしっかりと予算を確保して、この河川の対策、河道掘削や樹木の伐採、また堤防の強化、このあたりを進めていっていただきたいと思っておりますが、この補正予算、また来年度予算におきまして、河川の治水対策、このあたりをどういうふうに進めていくのか、まずお聞かせいただきたいと思っております。

赤堀河川整備課長

治水対策、防災・減災対策についての御質問を頂きました。

補正予算、当初予算でどのように進めていくのかといったようなことでございます。

気候変動により異常気象が激甚化してございまして、平成30年7月豪雨、また令和元年東日本台風といった激甚化した豪雨が全国各地で発生しておりまして、堤防の決壊などの水害が本当に頻発、激甚化してございます。

こうしたことから、先ほど古川委員からも話がありましたが、経済対策の2月補正予算、また防災・減災、国土強化のための3か年緊急対策を組み込んだ当初予算といったものを、被害が発生する前に治水対策を実施する事前防災が重要と考えておりまして、まず予防的な事業といたしまして、計画的に実施しております広域河川改修事業、また、再度災害防止対策としては、平成26年度に大きな被害が出ました海部川とか、平成26年、平成27年に大きな被害が出ました那賀川流域の和食・土佐といった所の事業の進捗を図っていくといったことでございます。

また、大きな豪雨を受けて明らかになった課題に対しまして、即効性の高い堆積土砂の撤去、また、河床内に繁茂した流木の撤去、堤防の補強といった対策にも意欲的に取り組んでいるところでございます。

古川委員

補正予算、当初予算の予算書を見てもしっかりとした額の予算を確保して、箇所付けも頂いていますが、多くの箇所で河道掘削また樹木伐採等をやっていくということで、今回の予算が出ておりますが、特にこの河道掘削とか、樹木の伐採、この県内の必要箇所の把握とか、これはどういう順番でしていくのかというような実施計画、こういったものは策定されているんですか。

赤堀河川整備課長

河道掘削等の計画ができていくのかという御質問を頂きました。

河川整備を計画的に推進するために、今後20年から30年間に実施します整備目標の内容を示しました河川整備計画というものを作っております。

その計画に基づいて、河道掘削、堤防整備を進めておりますが、一方で、河道掘削、樹木伐採の計画については、今の河川整備計画に加えまして、河川管理施設の点検の計画、点検の方法、また堆積土砂や護岸の長寿命化対策方針などを定めました長寿命化計画を策

定しておりますので、それを活用するとともに、具体的な規模や実施箇所については詳細な調査・測量を実施いたしまして、対策が必要な河川を選定するなど計画的に進めているところでございます。

古川委員

分かりました。長寿命化計画の中で、ここをやらなければならないというところを把握をして、必要性が高いところからやっているといるという答弁だったのかなと思いますが、そうであるならば今回の補正予算、また来年の新年度予算で、その必要箇所のどれぐらいの部分ができるのかというところは把握されていますか。

赤堀河川整備課長

来年度予算でどの程度の進捗が図られるかといった御質問でございますが、今後の内容につきましては、現在調査しているということもございますので、ただ、これまでの例えば防災・減災、国土強^{じん}靱化のための3か年緊急対策を活用した実績でございますが、河道掘削、樹木伐採につきましては、那賀川や海部川など約50河川におきまして、これまでに約45万立方メートルの堆積土砂の撤去、約80万平方メートルの樹木伐採の工事が完了、あるいは工事を順次進めているといったところでございます。

古川委員

分かりました。詳細な測量設計をしていかなければ、どれぐらい撤去できるのか分からないと思いますので、しっかりと進めていただきたいと思います。

もう1点は、この補正予算で先議して議決しましたが、これについては早急に工事に掛かっていけるような体制を執って、早急に発注をしていただきたいと思いますが、その辺の段取りはどんな状況ですか。

赤堀河川整備課長

補正予算につきまして、早急な執行といった質問を頂きました。

河川事業におきましては、通常、非出水期といったことで、11月から5月を中心に事業を行ってきております。

施工時期の平準化ということで、治水上支障のないような所では堤防の機能を低下させない範囲で、河道掘削、しゅんせつ、根固め等の工事は出水期においても施工できるようにという国の通達のほうもございましたので、施工の平準化を図っていく、また執行体制につきましても、現場管理のアウトソーシング等を図るなど、一層効率的に進めていきたいと考えております。

古川委員

分かりました。梅雨の時期までの間、そんなにないので中途半端な時間になるのかなという気もしますが、できるだけ、できる所をしっかりと進めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

次にもう1点は、これも何回も今までも聞いてきたDMVの事業、大きな予算を掛けて

やっていますので、特に徳島県への交流人口、これをしっかりと増やしていける事業にしたいと思っています。

昨年の11月定例会が12月19日に終わって、12月25日に、運行の時期が秋以降、年度末までになるというような報道が徳島新聞に出まして、せっかく東京2020オリンピック・パラリンピックもあるのにという感じで、すごく残念だという気はしたのですが、この世界初の取組ですので、これをしっかり人を呼び込むものに結び付けていかなければいけないと思っています。

まず、このDMVの取組について、今年度どのように進めてきたのか、どれだけ進んだのかという部分を教えていただきたいと思います。

杉友次世代交通課新技術鉄道担当室長

DMVの今年度の進捗について御質問を頂きました。

阿佐東線へのDMVの導入につきましては、今年度、甲浦駅の坂路工事や運転保安システムの整備を進めてきたほか、車両3台がこの10月に完成し、記念イベント、また京都鉄道博物館でのPR展示など、2020年度の運行開始に向け、ハード、ソフト両面から取組を進めてきたところでございます。

また、昨年12月24日に開催いたしました阿佐東線DMV導入協議会において、バスモードの運行ルート案をお示しいたしまして、運行当初につきましては、平日は阿波海南文化村や東洋町の海の駅、道の駅である宍喰温泉への乗り入れ、土日祝日につきましては、室戸方面へ向かうルートで関係者の方の合意を得たところでございます。

また、これを受けまして、現在地元商工団体や観光協会などで構成される、あさチェン推進会議のほうでは、DMVののぼりや観光マップの作成のほか、DMVとコラボレーションしたお土産などの開発など、地域の民間主導によりまず受入体制の準備が進められておりまして、地域のほうでも機運が高まっているところでございます。

古川委員

運行に向けての車両の整備とか、いろいろ準備とかは進んでいる。人を呼び込むためにあさチェン推進会議を作って、のぼり、マークの制作、土産物の開発等をやっているということですが、前にも言いましたが、どういう人を呼ぶのかターゲットを明確にして、そこを呼ぶためにはどういうことをしていかなければならないのかということをあさチェン推進会議の中でしっかり議論をして、もう今からは遅いような気もしますが、このあたりを明確にやって、戦略的に取り組んでいかないとなかなか人は来てくれないと思いますので、そのあたりをしっかりと進めていっていただきたいというのが大きな要望でございます。

事務的なことですが、今回説明がありました減額補正の予算の中で、この間頂いた令和2年2月徳島県議会定例会予算(その4)の104ページ、運輸交通対策費のDMV導入事業費等補助金、約4,500万円を減額して、同じ金額を事務費に回しているという補正をしていますがこれはどういう経過ですか。

杉友次世代交通課新技術鉄道担当室長

約4,500万円の事務費の内訳についてでございますが、今年度におきましては、車両製作3台目の一次改良、二次改良、また駅舎工事としまして甲浦駅の坂路工事などを実施しているところでございます。それに伴う事業の精査に伴う節の変更でございます。

古川委員

ちょっと分かりにくかったのですが、この減額した4,500万円の補助金は、どういう補助金だったのですか。今の説明の中ではどうして事務費なのかというのがよく分からなかったのですが。

杉友次世代交通課新技術鉄道担当室長

事務費というわけではなく、104ページのほうでございますが、19節の負担金、補助金及び交付金の中から、15節の工事請負費のほうに節の変更をしているというところでございます。

古川委員

補助金も工事請負費のほうに回したということですね。それも事務費という記載になるのですか。そうしたら、先ほど答弁してくれなかった、その減らした補助金は減らしてよかったですか。これは何のための補助金だったんですか。

杉友次世代交通課新技術鉄道担当室長

内容的には、車両製作費のほうが当初1億8,000万円程度積んでいたものが、精算によりまして1億3,000万円になりまして、それを減額した。

また、駅舎改築のほうにつきまして、当初1億1,000万円だったところが、事業費が1億7,000万円程度増えましたので、その節の変更をしたというところでございます。

古川委員

分かりました。当初思ったよりも安くなったので、それを回したということですね、分かりました。

今の話に戻しますが、新年度の展開というのは、さっき言ったように、人に県南の地域に来てもらうというための取組として、この新年度予算で、どのような取組をやっていこうとしているのか、そういった部分を教えてください。

杉友次世代交通課新技術鉄道担当室長

新年度予算の取組についてでございます。

本格運行営業に向けまして、総仕上げとなる2020年度につきましては、まずハード面では遮断機や警報装置など更なる安全対策を整備するとともに、ソフト面では夏頃から試験運行を実施し、その結果、鉄道技術を専門とする大学教授などで構成されます国土交通省のDMV技術評価検討会に諮りまして、世界初の本格営業運行に向け、安全性の確認を頂く予定となっております。

また、DMVわくわくイベントといたしまして、試験運行見学会や開業カウントダウン

セレモニーなど、開業に向けた様々なイベントを実施することとしております。

秋頃ですが、阿佐海岸鉄道の職員によります習熟訓練を開始いたしまして、DMV車両の日常運転はもとより、非常時における操作訓練を実施するなど、安全運行体制の確立を図ることとしております。

今後とも、世界初となるDMVの魅力を国内外に発信していき、2020年度運行開始に向け、しっかりと取り組んでまいりたいと思います。

古川委員

分かりました。新年度が本当に運行に向けての最後の取組ですので、しっかりと再度、いろいろ検討していただいて、あさチェン推進会議の中で戦略的に取り組んでいただきたいと思います。

一部の人から、人が来すぎたときに困るみたいな心配の声も出ていますが、これはそういう場合の何らかの対策も当然考えないといけないと思いますが、そういうことで消極的にならずに、人に来てもらうということを重点的に進めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

あともう1点、空き家の対策。これは本会議で質問が出て、答弁もあったところですが、県としても更に移住促進をしていかなければいけない。また交流人口を増やしていかなければいけない。この住居の対策は強力にというか、斬新なアイデアを持ってやっていかなければいけない。

住居対策はどちらかという市町村が先頭に立ってやるべきと思いますが、県も事業者向けとか一般の住民向けに、そういうような対策がとれるような施策をしていかなければいけないと思っております。

この空き家を使って、特に県土整備部のほうはやっていくということで、今年度もリノベーション支援ということで、個人住宅に向け、移住者向けの補助金等も出しておりますが、まず今年度の事業の実績と進み具合を教えてくださいたいと思います。

山口住宅課長

本県における利用予定のない空き家の割合は、直近の統計データによりますと10.3パーセントという状況でございます。

こういった空き家の対策は、防災面、防犯面からも非常に重要だと考えておりまして、この認識の下、我々いたしましたは、平成28年度から空き家活用支援事業というものを実施しておりまして、利活用できる空き家を移住者向けの住宅などへのリノベーションに対する支援を行ってきたところでございます。

令和元年度の実績についてでございますが、2市2町において7件実施しているというところでございます。

古川委員

分かりました。今年度、多くはないと思いますが7件の実績があったと。

もっと県民に周知をして進めていかなければいけないと思っておりますが、その前に市町村もこういった事業を受け入れる体制をとっていただかなければいけないと思いま

す。

先ほど言ったように、移住人口、これから地方創生の第二段階に入りますから、これをしっかり進めていかなければいけないですし、また交流人口、特に阿波おどりの時期になかなか泊まれる所がないというところで、夏の阿波おどりの時期の誘客というのはなかなか増えていかないという部分もありますので、こういった民泊にも使えるような部分で空き家対策というものを進めていく必要があるかと思うのですが、今年度新たな形で拡充するということを考えているということですので、その内容とどういうふうに進めていくのかお伺いをいたします。

山口住宅課長

空き家については先ほど申し上げたような課題もございますが、これを負のストックとして捉えるのではなく、貴重な地域資源として捉えることで、新しい人の流れを作り出す重要なツールになるのではないかと考えております。

こういった認識のもと、現状耐震性のない空き家に関しましては耐震改修を行わなければ建築基準法に適合しないということで安全に使用できないものですから、なかなかそこがハードルになって改修が進まないという実態もございましたので、こういった実情を踏まえまして、来年度はSociety 5.0対応型耐震リフォーム支援事業を創設いたしまして、空き家のリフォーム工事と耐震改修工事を合わせて支援を行っていくということで、合計で最大430万円の支援を行う補助事業を考えているところでございます。

こちらの事業に関しましては、今までは移住者向け住宅などへの用途変更を主に対応してまいりましたが、来年度はリフォーム後の用途については、古川委員からも御指摘のあったように、例えば民泊ですとか、観光誘客につながるような古民家カフェですとか、土産物屋ですとか、そういった商業施設などへの転用なども含めて幅広く支援を行っていくことで、まずは観光誘客。その後、徳島に関心を持っていただいて、いい所だなと感じていただいた方には、移住に向けても支援を行うため、移住者向け住宅への転用まで支援をすることで、先ほど申し上げたような新しい人の流れを作り出すようなツールになっていくのではないかと考えております。

今後も地域に眠るリタイアインフラである空き家を有効に活用することで、地方創生にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

古川委員

分かりました。しっかりと答弁を頂きましたので、そのとおりになるように取り組んでいていただきたいと思っております。

あともう1点、これも昨年9月定例会の本会議で質問させてもらった件ですが、来年度末に徳島東インターチェンジと津田インターチェンジ間が供用されると、その次の年度には徳島東インターチェンジから徳島ジャンクションの間が供用される予定ですので、この高速道路のインターチェンジへのアクセス道路の渋滞対策、これはかなり地元の人にも心配をしております。9月定例会での答弁では地元の皆さんの声を十分にお聞きする、関係機関と連絡調整を行うなどして検討を進めると北川県土整備部長から力強い答弁を頂きましたので、このあたりの検討状況、地元に関心を持っているのであればどんな声が出ている

のか教えていただけますか。

川口道路整備課長

高速道路がつながった段階での渋滞対策ということで質問を頂きました。

令和2年度に予定されております、四国横断自動車道、徳島東インターチェンジ、津田インターチェンジ間の開通に伴う、市街地等を通過するアクセス道路の渋滞対策につきましては、通行車両の過度の流入の抑制が重要であると認識してございます。

このため、まずは交通の分散化を図っていくということで、徳島環状線の末広住吉工区における高架道路の延伸や末広道路と新浜八万工区を直結する暫定的な道路整備や続く一般国道55号までの平面部の4車線化、それからマリンピア沖洲における南北の臨港道路などにつきまして、順次整備を進めてきたというところでございます。

こうした整備によりまして交通の分散を図りつつ、周辺に小学校や保育施設等がある状況の中、沿道には店舗や人家等が連担していることから、現道の限られたスペースを最大限に活用した右折レーンの延伸をはじめとする渋滞対策でありますとか、これに伴う路肩のカラー舗装化などの交通安全対策について検討を進めておりまして、関係機関との協議も行い、現在おおむねの案を固めまして詰めの作業を残すのみという状況でございます。

今後は、これら現道における対策を早期に取りまとめまして、実現に向けて地元関係者、先ほどもお話がありましたが、こうした意見をしっかりと伺いいたしまして、四国横断自動車道、徳島東インターチェンジと津田インターチェンジ間の完成に合わせて対策をすることによりまして、供用後の交通量の変化に対応できるよう取り組んでまいりたいと考えてございます。

古川委員

分かりました。検討を進めてくれているということです。ただ、県がやることにに対して地元がどのような考えを持っているのか。地元の人のニーズ、要望を把握した上でやって、できないものはできないとしっかり言わないと仕方がないと思いますが、地元の人に納得してもらおうというのは大事だと思いますので、そのあたりしっかりと取組を進めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

最後に危険なブロック塀対策、これは大阪北部で地震があつて以降、かなり進めてきたと思いますが、県内全体の危険なブロック塀を全部、県土整備部がやってくれているのか、どの部分をやっていて、その担っている部分が今どのような状況かというのを教えてもらえますか。

高島建築指導室長

県土整備部のブロック塀対策についての御質問でございますが、平成30年6月に発生いたしました大阪北部地震を受けまして、平成30年9月補正予算で緊急対策といたしまして、道路に面した民間のブロック塀について、撤去に対する助成を平成30年に始めたところでございます。

今年度につきましては、地域防災計画や耐震改修促進計画に位置付けられた避難路に面した民間の危険なブロック塀の撤去と新設までを支援する新たな補助を今年度からやって

おりまして、来年度も引き続き同じ予算でやることを予定しております。

古川委員

道路に面した危険な民間のブロック塀というところで、今どんな状況か、きちんとした数値はなかなか難しいかと思いますが、進捗状況を教えていただきたいのと、あとそれ以外の部分、例えば、公共機関の県や市町村が所有している建物のブロック塀とか、道路に面していない民間のブロック塀、このあたりの状況を把握するのはどこがするんですか。この2点を教えてください。

高島建築指導室長

ブロック塀の現在の状況といいますか、平成21年から平成24年にかけて都市計画区域や沿岸部の海陽町でありますとか密集しているところにつきまして、ブロック塀の調査をしてきたところでございます。その時に6万7,737か所のブロック塀がありまして、平成30年の大阪北部地震を受けまして、フォローアップ調査をいたしましたところ、6万7,737か所のうち733か所に危険なブロック塀があったということで、64件で撤去が行われていたということでございまして、今年度も引き続き調査をいたしましたところ、116件撤去等がされておりました、残りの547件でございますが、引き続き倒壊の危険性がある旨とか補助金の案内とかそういうことをやっていきたいと考えております。

公共施設のほうについては、各所管がございまして分らないです。

古川委員

分かりました。700か所ぐらい危険な箇所をピックアップしていて、今200か所ぐらい終わっていてあと500か所ぐらい残っているという状況。まだまだ厳しい状況だと思いますので、新年度しっかりと取り組んでいていただきたいと思います。

吉田委員

古川委員からもありましたが、治水事業についてお聞きしたいと思います。

今年度、那賀川水系河川整備計画が変更になっていると思うのですが、来年度の県負担の分があると思いますので、この件についてどういう事業が行われるかということをお聞きしたいと思います。

新瀨流域水管理課長

那賀川におきます河川整備についてということで、来年度どういった事業が予定されているのかということで御質問を頂いたと思います。

那賀川におきまして、令和2年度に予定している箇所がございまして。阿南市内の堤防整備ということでおおむね7か所で堤防の整備、漏水対策、河道掘削を計画させていただいております。

吉田委員

那賀川で堤防整備、漏水対策とか河道掘削で7か所ということをお聞きしましたが、こ

の上流のほうには何かなかったですか。

新瀨流域水管理課長

那賀川の上流域で今計画しております事業が、長安ロダム改造事業と今年度の政府予算案に計上されております令和2年度からの小見野々ダムでの小見野々ダム再生事業の実施計画調査を計上させていただいております。

吉田委員

長安ロダムと小見野々ダムについて、治水上増強するということでの調査費用が付いているということですね。

では、その小見野々ダムについてなのですが、これは現在の小見野々ダムは、四国電力が管理する発電を行っているダムだと思うのですが、この実績みたいなのが分かりましたら教えていただきたいのですが。

新瀨流域水管理課長

小見野々ダムの実績といいますか、現状ということでお答えさせていただきたいと思います。

小見野々ダムにつきましては、しゅん工が昭和43年でございまして、現在発電専用ダムとして四国電力株式会社が管理しているダムでございまして。

吉田委員

お聞きしましたところによりますと、このダムに堆砂があるということで、いろいろ対策が講じられる予定だということですが、それについて分かっていることがありましたら。

新瀨流域水管理課長

小見野々ダムで計画しております内容ということでの御質問であります。

小見野々ダムにつきましては、今申し上げましたとおり、四国電力株式会社が以前から管理しております。過去、昭和25年のジェーン台風が大きかったわけですが、平成26年8月の台風でそれを更新する流量というのが観測されています。

それに基づきまして、河川整備計画の中に新たに位置付けさせていただいたのが、この小見野々ダムの再生事業でございまして、その中で小見野々ダムにつきましては、貯水池内の土砂掘削と併用しながら、新たに洪水調節機能を持たせるため予備放流を実施するためのゲートの改築を含め、両方でダム改造を行うという事業でございまして。

吉田委員

平成26年8月の台風第11号を受けて、那賀川河川整備計画も変更になったと聞いておりますが、小見野々ダムについて、企業局に問い合わせしてみましたところ、長安ロダムと連携しながら揚水発電をやるというのが、小見野々ダムの元々の位置付けらしいのですが、揚水発電ですので、電気が余っているときの電気を使って水を上げて、足りないときに発

電するというもので、実際はほとんど実績がないと聞いております。また、堆砂がひどいと聞いておきまして、台風第11号を受けて地区の上流で38戸の浸水があり、そこを何とかしないとイケないということで、現在の計画が変更になって、ダム等で調整するという事になっているみたいです。

この計画ができた時、小見野々ダムのすぐ下流に新しいダムを造るというふうに新聞では報道されておきまして、そのことを心配しての質問なんです。

新聞報道によりますと、国土交通省管轄のダムで県の負担もあるということで、2038年にできる予定で、今の計画で500億円というのが出ていて、この整備計画の変更の時にも、1997年の河川法改正で地域の人々の声を聞くようになっていっていますので、4か所の会場で意見を聞く会を行われてパブリックコメントとかも募集されていますが、新設のダムができるということは、この説明会の時にまだはっきり出されていなかったのではないかなと思うのです。その辺が分からないのでお聞きしたいのですが、県の担当者も出席されているみたいですので。

新瀨流域水管理課長

河川整備計画についてということで、少し御説明させていただきますと、昨年度、河川整備計画を、平成26年の台風を踏まえまして、計画洪水流量を上げるということで見直させていただいております。

それに基づいて、令和元年7月に新しい河川整備計画の案はでき上がっておりまして、その中では、堤防整備を河道掘削とともにやることによって洪水を流す機能を十分に発揮するというのが1点盛り込まれております。

また、古庄地点において9,700トンの洪水流量に対して、700トンほど上流側のダムで洪水調節を行うというのが今の計画でございますが、吉田委員がおっしゃっているのはそのダムのことと思いますが、現在進めさせていただいております河川整備計画の上流での洪水カットにつきましては、長安口ダムと小見野々ダムという、既存ダムを最大限に活用をすることによって、上流で700トン相当をカットすることを進めてまいりたいというのが今の計画でございますので、その内容に従いまして、今後計画というのが具体化していくと考えております。

吉田委員

今のお話では、新聞報道されているような、ダムをすぐ下流にもう1基造るというのはまだ何も決まっていなくてということで大丈夫ですか。これからの話ということで。

新瀨流域水管理課長

河川整備計画の上は、その既存の小見野々ダムを生かすような形、いわゆる機能を十分に確保するという意味での計画であります。

現在、小見野々ダムにつきましては、来年度の新規要望の中で実施計画調査という国の段階的な手続を行っていくものでございまして、その中で、どのようにして小見野々ダムに新たに洪水調節機能を持たせるのかということが、今後具体的に検討が進んでまいります。

国におきましても、概算要望とか、政府予算案とかにおいて、現在分かっている調査で、どういうふうにダムを生かしていくかという中で、下流へ移設することによりましてゲートを据え付けて、洪水調節機能を持たせるという案もございます。

あと、トンネル洪水吐といたしまして、トンネルで洪水を吐くという案もございます。ただ、現在、今申し上げました政府予算案におきまして、現時点での最適な案としては、その放流機能を持たせるゲートを付けるために下流への移設案というのが想定されております。

吉田委員

案の段階でそういうのがあるということは分かりました。

この地域、旧木頭村で、ダムの反対運動があった歴史がありまして、もちろん今、頻発化する災害ということで、治水能力の向上は流域全住民が望んでいることとは思いますが、ダムを一つ造るとなると、時間もお金も掛かるし、山が荒れているということで、堆砂物が予定以上に早く堆積してしまうという問題とかがあるので、非常に心配しているところで、住民の皆さんにも、小見野々ダム移設による新しいダムを造るのであれば、それは説明会の中でも出てきてなかったの、ちょっと心配して質問をさせていただきました。

もう1点このことでお聞きしたいのですが、流域の森林整備は管轄ではないかと思いますが、山が荒れているということで、ダムの堆砂が加速化されて機能が失われているという件について、パブリックコメントでもそういう意見がありました。その中で、那賀川総合土砂管理検討協議会で決定したモニタリング計画に基づき調査を行うというのがあるのですが、もしこの調査について御存じであれば、概要とその調査、中間結果でもいいので教えていただきたい。分からなかったら、また後で調べていただいても結構です。

新瀨流域水管理課長

最初に、小見野々ダムの計画についてお話を頂いたと思うのですが、河川整備計画を策定するに当たりまして、その小見野々ダムをどのようにして改造しようかという中で、下流への移設案というのは、住民の方々にほかの案とも比較しながら説明させていただいているというのがまず1点ございます。

森林での保水能力についてというお話で現状どうなっているのかという話だったと思うのですが、申し訳ございませんが、吉田委員からお話を頂きました対応状況について、今どういうふうな資料があるか、データがあるのかも含めまして、書類等を持っておりません。申し訳ございません。

吉田委員

もし移設するとしたら2038年ということで、本当にその時代、徳島県の人口とかはどんなになっているのか、予算や国の税収とか心配なところもありまして、この話題を出させていただきました。引き続き、注目しながら情報も頂いて、御意見も言わせていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

山田委員

まず、令和2年度予算に出ております、とくしま生活排水処理総合支援事業、説明資料32ページの6,535万円の内容と新規事業となっておりますが前年度予算との関係。これは市町村の浄化槽整備事業への支援ということになっているのですが、当然市町村は、下水道等も抱えていますから、これは当然そういうことも含まれたものなのかということについても御答弁ください。

三好水・環境課長

新規事業のとくしま生活排水処理総合支援事業について質問を頂きました。

この事業につきましては、今年度までの浄化槽整備支援事業、これは市町村が個人に対して交付する単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換した場合の補助金、また、市町村設置型浄化槽整備事業を実施している市町村に対しての補助金等で行っていました。

これを再編しまして、令和2年度からの新規事業という形になっているのですが、新たに市町村設置型浄化槽整備事業を採用した市町村に対して、割増し支援を行う。また、浄化槽の法定検査の受検率を向上させるための事業を追加しているということでもございまして、基本的には浄化槽の補助金、浄化槽を推進するための事業となっております。

名前もとくしま生活排水処理総合支援事業となっておりますのは、やはり下水道も市町村はやっておりますので、そのあたりも支援できないかということで、いろいろ思案して担当課としては立ち上げていたのですが、なかなか認められないところもございまして、形としては浄化槽についての支援となっております。

山田委員

予算の関係は前年度より増えているのか、減っているのか、現状維持なのか。端的にお答えください。

三好水・環境課長

予算としましては、昨年度より少し減になっています。今年度も補正で少し落としておりますので、若干減になっております。

山田委員

減になっている。そして、汚水処理人口普及率も聞いておかないと仕方がないが、確か61.8パーセントという数字が出てきました。「未知への挑戦」とくしま行動計画では2019年度は目標が66パーセントでとても届かない。その上で、更に2022年までに72パーセントにする。こんなことが果たしてできるのか。高い数字を掲げているだけではないのか。これは本当に有名で、汚水処理人口普及率は全国最下位です。予算は減る、また高い目標は掲げているが、現実性はあるのかということが問題になってくる。

先ほども言ったように、浄化槽については前年度より減っていることも問題ですが、下水道を含めて視野に入れないことには、これはとても汚水処理人口普及率を飛躍させるということにはつながらないというのは誰が考えても分かる。全国ワーストワンから抜け出すような決意はあるのかと思うのですがいかがでしょうか。

三好水・環境課長

現在の汚水処理人口普及率というのは、委員が言われていますとおり、17年連続最下位となっております。

今回、予算上も若干減っておるということですが、「未知への挑戦」とくしま行動計画の目標につきましては、平成29年に作成しました、くしま生活排水処理構想2017ということで、このデータにつきましてその数字を大体なぞっているところですが、その基になりました市町村も個別に汚水処理構想というのを作っております、その目標数値を入れております。これにつきましては、生活排水処理自身の主役は市町村でございますので、その数値をなぞっております。

担当課としましては予算が減っているのではないかという話でございましたが、いろいろな支援策というのは、これからも考えておるところでございますので、市町村と協議しまして、その数値が達成できるようにいろいろ施策を練ってまいりたいと考えております。

山田委員

正に一県議会議員からの要望というか、県議会議員の多くの皆さんも当然要望されていることだと思うのですが、全国最下位、このままで2020年の目標は恐らく届かないだろうと思います。和歌山県も進みますから。そういうことでいったら、この取組については県土整備部として、やっぱり抜本的にこれは水・環境課だけではなく、部長なり中心的な幹部がこの問題についてもっと危機感を持って対応しないといけないと思うのですが、この点はどうですか。

要望しておったけれども、通らなかったのが浄化槽だけだと、しかし前年度より予算が減って、汚水処理普及率は全部最下位、その前も。こんな状況でいいのですか。少しその状況についても水・環境課でない幹部の皆さんからその決意等も聞きたいと思います。

三好水・環境課長

今、山田委員からいろいろ厳しい言葉を頂きましたが、当然この事業と言いますのは市町村が整備しております。市町村の使い勝手のいいメニューといいますか、そのあたりを促進していくのが当課の仕事だと思っておりますので、それを使っていただいて、今度また増額を目指したそういう支援対策というのを進めていきたいと考えております。

山田委員

この問題は来年度のどこかの時点できちんと聞いていきたいと思っておりますので、それまで必要な手立てをしっかりと御検討を頂きたいと思っております。

最後に、県営住宅の問題もいろいろ聞いていきたいと思っております。

今回条例の改正が出されて、その個々については時間の関係で触れませんが、1点だけ気になるのが、徳島県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正で、賃借人による修繕の部分、2017年の民法の一部改正で修繕についての負担等が県の管理において適正化されるということになっております。そのことは十分御承知だと思うのですが、この今回の

条例の中にどういうふうに反映されているか。

また、今まで県営住宅使用の手引きというのがあります。これについても当然改定が必要になってくると思いますが、その修繕費等の関係で、県営住宅の管理の適正化、入居のしおりも含めて御答弁ください。

山口住宅課長

今回の民法改正そのものでは、修繕費用については特に改正は求められているものではないと思っております。ただ、元々徳島県営住宅に関しましては、退去時における修繕についてはそれほど大きな負担を求めておらず、県で対応させていただいているところでございます。退去者の方からも特に御不満などがあるとは聞いておりません。

山田委員

実は、御不満は逆にいっぱい聞いています。経年劣化等も国土交通省のほうも標準条例の改正を含めてきちんとされている。それをしっかり反映してというのが質問の趣旨です。

全国的には、いろんな修繕費用の負担区分も条例の中で変えてきています。しかし今回徳島県の中には入っていないと思ったから質問したのです。そういうことで引き続きこの問題についても聞いていきたいと思っております。

私は、議案については従来主張している議案第1号と議案第27号に反対するということを表示して質問を終わります。

高井委員

災害復旧の工事における工法について、お願いとかお聞きしたいことがあります。

県西部、一昨年の豪雨災害で、県土整備部に随分お世話になって、復旧に向けて関係各位の皆さんに尽力していただいておりますことに感謝をいたします。

何か月か前の新聞にも粟山地区以外は大分早く復旧が進むという報道もありまして、大変地元も喜んでおりますが、今度の予算でも国土強靱化、県土強靱化ということと災害対策ということで、大きな予算が取れたわけでありまして、予算が取れた以上は執行に向けて着実に進めなくてはならない。

昨年来、様々な人手不足の話、また入札不調の話等がずっと出ておまして、その件についても県土整備部としては担い手対策支援や人手確保のために様々な取組をしていただいております。

そういう中で、災害復旧工事も人手不足というのが一番ネックになる部分でありまして、進まない大きな要因の一つに事業者が減ってくる中で人が少ない、ここをどうすればいいかと非常に悩んでいるところです。そこでいろいろ考えておりますのが、災害復旧工事の基本の工法というか、河川や砂防や道路によって復旧の工法選定の仕方がそれぞれに違いもあるのだらうと思っておりますが、多分災害復旧工事におけるその原則というかルールみたいなものがあるのだらうと思っておりますので、その点について教えていただけたらと思っております。

山名砂防防災課長

災害復旧事業の基本的なルールというようなことで御質問がございました。

道路や河川等の公共土木施設が、豪雨や洪水などで被災した場合に復旧を進めているのが災害復旧事業でございまして、これにつきましては公共土木施設災害復旧事業国庫負担法という法律がございまして、これに基づきまして豪雨や洪水などの異常な天然現象によって一定規模以上の被災した公共土木施設について、国の負担を頂き復旧していく事業でございまして。

復旧に当たりましては、原形に復旧するということが原則となっております。そのため工法の話がございましたが、被災前の施設が発揮していました機能を復旧することを基本に、あと経済性や現場条件等を考慮しながら工法を選定しているところでございます。

高井委員

原則おっしゃるとおりだと思います。国の負担を頂いて復旧をするわけで、原則、原形に戻すということや、経済性や合理性も考えなければならないというのは当然であろうと思います。ただ、三好の一昨年の豪雨災害時でも、国から査定に財務省の方、国土交通省の方も来られて、特に財務省の方が来るまでは復旧現場を触れない、当然その現場を見てもらってどういう復旧をするのか、査定までは待たなければいけないので、一昨年のように昨今そうですが、災害がとても多いと順番待ちと言いますか、復旧の査定をしてもらうのに、査定するまでも大分時間が掛かるということもありますが、その復旧はスピードが大事だと思います。

原則は、当然大事ではありますが、頻発する災害の中で、できるだけ早く地元の人が求める道路を直してほしい、早く家に戻りたい、そうしたことを経済性や合理性、原則原形復旧といういろいろな目的をうまく達成していくために、国の制度と決まっているとはいえ、現場の判断をできるだけ尊重してもらえよう国の方に提案してもらえないかというふうに思うのです。

もちろん、その法律にのっとってやらなくてはならないのは当然ですし、国からも補助金を頂く、それで財務省の査定もある、それはもう当然よく分かっております。しかし、今言ったようにできるだけ早い復旧と、得た予算をできるだけ早く執行するためにも、人手不足を解消するためにも、様々な工法の中で少々高くても早くできる。例えば原形と全く同じ形にはならないけど、そっちのほうが合理性がある、少々経済的には負担が重くなるが、しかし早くできるとか、その分野の人材に新しい工法もいろいろ開発されているだろうと思いますので、そうした新しいやり方ができる、そういうことも現場が提案していくのに非常に弾力的に応じてもらえよう復旧のやり方ができないかというふうに思うのです。

今は、もう決まっているので、市町村、県もそうだと思いますが、現場の裁量でこういう工法にしたい、こういうふうにしたいというのはなかなか通らない部分も多いのだらうと思いますので、少しそうした現場の判断を踏まえながら、できるだけ予算執行を任せていただけるようなこうした提起を国の方にさせていただきたいと思いますがいかがですか。

山名砂防防災課長

できるだけ早期に復旧できるような提案等を国のほうにできないかというふうなことでございます。

災害復旧事業は、先ほど高井委員からおっしゃったとおり、国土交通省、財務省あと県、市の事業主体のほうでございしますが、その3者によって災害査定を行いまして、国土交通省、財務省のほうでその妥当性というのが判断されまして、復旧工法や費用が決定されるというものでございます。

工法をより合理的というふうなことでございましたが、この復旧する工法に例えば石積みを使うような工法でございましたら、専門的な技能が必要ということで施工できる作業員が確保できない、困難というふうな意見も聞いているところでございまして、その石積みにつきましては、より施工しやすいようなコンクリートのブロック積み、それから更に施工性の良い大型ブロック、これは機械で施工できるというふうなことでございますが、そういうふうなブロックの採用というものについても経済性とかも考慮しながら工法選定を行うということも今やっているところでございます。早期復旧という意味を考えますとそういうふうなことをどんどん取り入れていかないといけないということで考えておりますので、そういう視点も持って工法の選定、ある程度、国のほうの負担もありますので、限界がございしますが、できるだけそういうふうなところを目指して取り組んでまいりたいと考えております。

あと、国のほうへということでございますので、国土交通省と財務省と両方ございます。いろいろ国との意見交換とか、あと国土交通省や財務省への協議とかいうのも頻繁に行っているところがございしますので、そういうふうなところで国に対してそういう対応ができないか、こんな意見があるのだということは上げさせていただきたいと考えております。

高井委員

山名砂防防災課長が、かなり踏み込んで具体的なお話をしてくださいましたが、おっしゃるとおり専門的な技術がいる石積工法だったり、いろいろなところは本当に玄人というか、職人さんが少なくなっている中で、新しい人が入ってきても昔のやり方を習熟していない場合も多くございますので、今おっしゃったように、できるだけ弾力的に現場の裁量が増えていくようお願いをしてほしいと思います。

今回の予算も新3K・建設産業「働き方改革」推進事業など、担い手対策も入れてくださっています。先ほど来、話があった工期の平準化であったり、県土整備部としてもいろいろな努力をしていただいているのは承知しておりますので、引き続き、担い手確保と人材育成、それから復旧に向けての御尽力をお願い申し上げて以上にいたします。

重清委員

新型コロナウイルス感染症対策についてでございますが、昨日政府のほうで、ある程度方針が出されて、せきや微熱とかが出たら自宅療養をするように、そして、熱が続くようであれば電話で薬をもらうようにとか、いろいろな方針が出されて、イベントや行事が

中止、また延期されているわけでございます。本日この委員会に来たらマスクをしているのですが、みんながしたらいいのですが、なかなかまだマスクが手に入らないという状態でございます。しかしながら花粉症の方はいいのですが、もしも風邪をひいている人がおったら必ずこの委員会は欠席してください。政府の方針をそのように理解しており、今どこでうつるか分からない。ここ一、二週間が大事な時だというのに風邪をひいてくるようなのは言語道断と思いますので、是非ともそこらの点は部長、気を付けていただきたいと思います。みんなが気を付けなければいけないこととは思っていますので。

そこで公共交通機関というか、最初はバスの運転手がかかり、またタクシーの運転手、これは屋形船やダイヤモンド・プリンセス号、船の関係、そしてまた今回、徳島は日本航空で陽性反応が出た方が乗ってきたということで、今新幹線ぐらいですか、まだ出てないというのは。しかし新幹線も利用して移動していた人がおったとかいろいろありますので、いろいろな影響が出てきているのです。観光バスもいろいろキャンセルが出たりとか、フェリーも一緒です。こんなので今までどおり行けるのかとか飛行機も一緒です。

こういう影響というのは、今徳島県は出てきているのですか。今テレビを見たら大変になってきている。みんなキャンセルでタクシーも乗らない、バスも乗らないというようになってきている。徳島県にもそんな企業がいろいろありますので、そこらはどうでしょうか。飛行機は聞いたらどうも換気が優れているというのでなかなかうつりにくい。それ以外の所は簡単な密室でよくうつりますので、公共交通機関の状況を教えてもらえますか。

以西次世代交通課長

公共交通機関における感染予防策についての御質問を頂きました。

県内の各公共交通機関におきましては、国土交通省のほうから新型コロナウイルス感染症に係る予防、まん延防止の徹底の要請が来てございまして、それに加えてバス事業者になりますが、運行が終了した時点での車内の消毒、それから四国旅客鉄道株式会社におきましては車内アナウンスの実施。四国旅客鉄道株式会社、南海フェリー株式会社のほうでは対策本部も設置されているというように、事業者独自の取組も行われていると伺っております。

2月25日に判明いたしました新型コロナウイルス感染症の県内の発生を受けまして、事業者におきましては26日に対策会議等を開催されまして、徳島空港ビル株式会社におきましては国内線ターミナルへの手指消毒液の追加設置、それから四国交通株式会社ではオゾン除菌装置を設置予定、阿佐海岸鉄道株式会社ではイベント等の中止の検討といったような様々な、更なる対策を検討しているとお聞きをしております。今後感染の発生状況も考慮しつつ、これから様々な取組が実施されると思っておりますのでございます。

今後とも県内の感染の発生状況に注視しつつ、県民の皆様に安心して御利用していただけるよう各事業者とも連携をいたしまして、新型コロナウイルス感染症の予防、まん延防止に努めてまいりたいと考えております。

重清委員

対策と今どんな状況になっているのか。ホテルとかキャンセルがどんどん出て大変な状況になってきて、インバウンドが特に止まってしまう。しかし、公共交通機関は今の状況

だったら乗る人が少なくなっているのと違うかな。旅行も全部キャンセルになってきて、イベントも中止というと影響が出てくる。旅行会社を使ういろいろな仕事、そこら辺が現実的に徳島県も初めて発生が出て雰囲気が変わってきましたので、気を付けて今どんな状況になっているかというのは分からないかな。

以西次世代交通課長

県内の影響ということでの御質問でございますが、集団で移動されるといったことでは貸切バス等を利用されるといったケースもございますし、当然ツアーバスとしての利用といたこともございます。飛行機も当然でございますが、感染が広がるということで、影響は少なからずあるのではないかとはいえますが、そのあたりはこれからも引き続き事業者との連絡を密にいたしまして、状況の把握に努めていきたいと思っております。

重清委員

しっかりとどういうふうになるか、やはり風評被害とかが出てきて利用しないようになってきたりするかと思いますので、そこら辺に気を付けていただきたいと思います。経済は、この委員会と違いますが、いろいろな食べる物から何から落ちてきておりますので、そこら辺をちょっと気を付けて頑張ってください。

香港便については、某代議士が地元の某新聞をたたくようにFacebookで書かれています。今、逆に香港から来る人たちが日本を敬遠している。日本が中国の武漢市とかなに行かないと言ったのと一緒で、世界のヨーロッパとかから見たら日本は入国禁止という国も出てきているでしょう。

今ちょっと状況が変わってきた。日本は今感染者が増えてきましたので、行くにも行けなくなってきた、外国からも来ないようになってきている。本当に外国人が少ないですよ。隣のホテルでも本当にいないようになりました。これはこたえてますよ。

ここから3月まで、それにオリンピックも今どうなるか分からないと検討しているときに大変な状況になるか分からないので、そこらでもう一度、交通戦略の見直しをきちんとやっていただきたい。四国新幹線も関西国際空港に行く船、外国航路、いろいろな計画もあったが、きちんと見直しをして、どうにかして生かしていかないといけない。

よそは全部止まっていっています。止めるのはいいが次の戦略がないと。やめましたと言うて全部やめますか。そんなんだったら日本の便も一緒に、おらなくなったら大変なことになります。JALもANAもいなくなったら困りますので、いろいろな対策を講じて頑張ってくださいと思います。

扶川議員

実は3月15日に、また住民と一緒にアドプト事業をやらせていただきます。

2回目なのですが、初回にやった時の教訓として、道路の路面と歩道との境にある排水路に土がたまっておりまして、土ものけないときれいにならない。その土の処分に困りまして、住民がそれを取り除くときに県として御協力を頂きたいというのが1点。

もう一つは、そういうことをやっていると、業者が道路の周辺の草刈りをされている状況が非常に気になるようになりまして、草だけ刈っているものですから言えば鉢植えの

土がそのまま道路の縁に残っているようなもので、せっかくお盆までに草を刈ってもまたすぐ秋までに元どおりに生えてきてしまう。これは非常に効率が悪いし、これから観光客を迎えるのにも恥ずかしい。この際、仕様を少し変えて土も含めて取っていただけるような除草の公共工事の仕様にしていただけたらいいのではいか。この2点でございます。よろしく願います。

村上道路整備課強化・安全対策担当室長

道路アドプト事業に関しまして、草刈りや土砂の処分、それについての協力についての御質問、今後の業務委託のときに土砂の撤去を、仕様書を変えてでも入れていけばということで2点御質問を頂いております。

まず、道路アドプト事業につきましてですが、こちらにつきましては現在、県の管理道路におきましては、除草作業をする際には直営の作業班や、業者に委託して対応しているほか、県民との協働による道路環境の保全を目的といたしました官民協働型「維持管理システム」推進事業など、そういったものによりまして平成22年度に創設して以降、自治会等の地域住民団体をはじめとする関係団体に委託をして除草を実施していただいているという状況でございます。

一方、お話のありました道路アドプト事業につきましては、県管理道路においてボランティア活動の活性化及び道路愛護意識の高揚を図ることを目的といたしまして、活動の参加団体によりまして清掃活動や植樹帯での植栽による美化活動、そういったものに取り組んでいただいているところであります。

美化活動による収集したゴミというのが、市町村の定める分別方法によりまして、活動参加団体が適切に処分するというようになっております。市町村におきましてはこの参加団体が集積場所へ搬出したゴミの処理を行っていただくということで実施していただいております。

なお、道路のアドプトに関しても堆積した土砂の処理につきまして、こうしたゴミが混在しているということも考えられるため、関係市町村と個別に協議を行う必要があると考えております。

もう1点ありました、土砂の撤去を業務委託の仕様にとということでございますが、こちらにつきましても、現在県では除草と併せて土砂が堆積している所については道路作業班による実施や外部委託でのロードスweeper、そういったもので路面清掃等を行っているところでございますので、そうしたものも引き続き、続けていきたいと考えております。

岡委員長

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより、採決に入ります。

県土整備部関係の付託議案のうち議案第1号及び議案第27号については、先ほど山田委員から反対の表明がありました。ほかにございませぬか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、議案第1号及び議案第27号については、御異議がありますので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

議案第1号「令和2年度徳島県一般会計予算」及び議案第27号「令和2年度徳島県流域下水道事業会計予算」は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御賛成の方は、御起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、議案第1号及び議案第27号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、ただいま採決いたしました議案を除く議案について採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま採決いたしました議案第1号及び議案第27号を除く県土整備部関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第1号及び第27号を除く県土整備部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（起立採決）

議案第1号、議案第27号

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第47号、議案第48号、議案第49号、議案第50号、議案第51号、議案第60号、議案第62号、議案第64号、議案第70号、議案第83号、議案第84号、議案第85号

以上で、県土整備部関係の審査を終わります。

本年度最終の委員会でございますので、一言御挨拶を申し上げます。

北川県土整備部長をはじめ理事者各位におかれましては、常に真摯な態度をもって審査に御協力いただき深く感謝の意を表する次第でございます。

これからもしっかりと、県民の安心と安全を守る最大のとりでであるという意識を持って、今後も職務にまい進をしていただきたいと思います。と申しております。

終わりに当たりまして、皆様方には、ますます御自愛いただきまして、それぞれの場で今後とも県勢発展のため御活躍を頂きますよう御祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

北川県土整備部長

県土整備部を代表いたしまして、一言、お礼を申し上げます。

ただいま、岡委員長から丁寧なお言葉を賜り、誠にありがとうございます。

岡委員長，原副委員長をはじめ各委員の皆様におかれましては，この1年間，県土整備行政の諸般にわたり，終始，熱心に御審議いただくとともに，適宜適切な御指摘，御提言を賜り，厚くお礼申し上げます。

頂きました数々の御指摘，御提言につきましては，しっかりと受け止め，今後の事業推進に活かしてまいりたいと考えておりますので，引き続き，御指導，ごべんたつを賜りますよう，よろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが，委員の皆様におかれましては，今後ますますの御健勝，御活躍を御祈念申し上げ，甚だ簡単ではございますが，お礼の言葉とさせていただきます。

1年間，どうもありがとうございました。

岡委員長

これをもって，本日の県土整備委員会を閉会いたします。（15時30分）